

○システム利用規程

[平成20年10月 1 日]

[業務関連規程第 1 号]

改正 平成20年10月 7 日業務関連規程第 5 号
改正 平成21年 3 月12日業務関連規程第 1 号
改正 平成21年 9 月14日業務関連規程第 2 号
改正 平成22年 2 月10日業務関連規程第 1 号
改正 平成22年 9 月21日業務関連規程第 2 号
改正 平成22年11月10日業務関連規程第 3 号
改正 平成23年 3 月 2 日業務関連規程第 1 号
改正 平成23年 6 月 8 日業務関連規程第 2 号
改正 平成23年 9 月14日業務関連規程第 4 号
改正 平成24年 2 月15日業務関連規程第 1 号
改正 平成24年 9 月24日業務関連規程第 2 号
改正 平成24年10月10日業務関連規程第 3 号
改正 平成24年12月12日業務関連規程第 4 号
改正 平成25年 2 月13日業務関連規程第 1 号
改正 平成25年 5 月29日業務関連規程第 2 号
改正 平成25年 9 月24日業務関連規程第 3 号
改正 平成25年10月10日業務関連規程第 4 号
改正 平成25年12月18日業務関連規程第 5 号
改正 平成26年 8 月29日業務関連規程第 1 号
改正 平成27年 3 月27日業務関連規程第 1 号
改正 平成27年 6 月17日業務関連規程第 2 号
改正 平成27年 9 月30日業務関連規程第 3 号
改正 平成27年12月16日業務関連規程第 4 号
改正 平成29年 3 月15日業務関連規程第 1 号
改正 平成29年 3 月31日業務関連規程第 2 号
改正 平成29年 5 月23日業務関連規程第 3 号
改正 平成29年 5 月29日業務関連規程第 4 号
改正 平成29年 9 月19日業務関連規程第 5 号
改正 平成30年 3 月13日業務関連規程第 1 号
改正 平成30年 9 月12日業務関連規程第 2 号
改正 平成30年11月21日業務関連規程第 3 号
改正 平成30年12月11日業務関連規程第 4 号
改正 平成31年 3 月 5 日業務関連規程第 1 号
改正 平成31年 3 月13日業務関連規程第 2 号
改正 令和元年 9 月10日業務関連規程第 1 号
改正 令和 2 年 1 月20日業務関連規程第 1 号
改正 令和 2 年 3 月24日業務関連規程第 2 号
改正 令和 2 年 6 月16日業務関連規程第 4 号
改正 令和 2 年 6 月29日業務関連規程第 5 号
改正 令和 2 年 9 月16日業務関連規程第 6 号
改正 令和 2 年11月30日業務関連規程第 7 号
改正 令和 2 年12月15日業務関連規程第 8 号

改正	令和3年3月11日業務関連規程第1号
改正	令和3年3月30日業務関連規程第2号
改正	令和3年6月23日業務関連規程第3号
改正	令和3年11月30日業務関連規程第4号
改正	令和4年3月25日業務関連規程第1号
改正	令和4年6月8日業務関連規程第2号
改正	令和4年9月27日業務関連規程第3号
改正	令和4年11月18日業務関連規程第4号
改正	令和4年12月26日業務関連規程第5号
改正	令和5年1月18日業務関連規程第1号
改正	令和5年3月8日業務関連規程第2号
改正	令和5年4月1日業務関連規程第3号
改正	令和5年4月28日業務関連規程第4号
改正	令和5年6月19日業務関連規程第5号
改正	令和5年8月9日業務関連規程第6号

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	システムの利用（第3条—第10条）
第3章	システム利用契約（第11条—第22条）
第4章	システムの管理（第23条—第38条）
第5章	障害時の対応等（第39条・第40条）
第6章	利用料金等（第41条—第50条）
第7章	雑則（第51条—第53条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が運営する輸出入・港湾関連情報処理システムの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 輸出入等関連業務 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する

- る法律（昭和52年法律第54号。以下「法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。
- (2) 関連業務 法第9条第1項第3号及び第4号に規定するものをいう。
 - (3) 目的達成業務 法第9条第2項に規定する認可を受けて会社が営む業務（医薬品医療機器等申請に関する業務に限る。）をいう。
 - (4) 輸出入・港湾関連情報処理システム 輸出入等関連業務、関連業務及び目的達成業務を処理する電子情報処理組織をいう。
 - (5) NSS（NACCSサポート・システム） 輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「システム」という。）のうちシステム利用契約等を管理する業務機能をいう。
 - (6) システム利用契約 システムを利用するために締結する会社とシステムを利用する者との間の契約をいう。
 - (7) システム利用契約者 会社との間でシステム利用契約を締結する契約当事者をいう。
 - (8) 管理責任者 セキュリティ対策及びシステム利用契約に関する業務を統括する責任者をいう。
 - (9) センターサーバ 会社の使用に係る電子計算機をいう。
 - (10) 利用者システム システムを利用するために、システム利用契約者が自己の計算と責任において設置する電子計算機その他の機器で、手続連携システム、アクセス回線（手続連携システムとネットワーク基幹網を接続する回線を除く。）又はインターネットに接続されるものをいう。
 - (11) 手続連携システム システムの外部から連携して上記第1号から第3号に係る手続を電子的に処理するための電子計算機をいう。
 - (12) ネットワーク基幹網 システムにおいて使用するネットワークでインターネット以外のものをいう。
 - (13) アクセス回線 利用者システム又は手続連携システムとネットワーク基幹網を接続する回線で会社が提供するものをいう。
 - (14) 専用線接続 アクセス回線に、専用線を用い、利用者システム又は手続連携システムとセンターサーバとの通信経路を常時確立しておく接続方法をいう。
 - (15) ブロードバンド接続 アクセス回線に光回線を用い、利用者システム又は手続連携システムとセンターサーバとの通信経路を常時確立させておく接続方法をいう。

- (16) インターネット接続 利用者システムとセンターサーバとの間にインターネットを用いる接続方法をいう。
- (17) 関係府省接続 ネットワーク基幹網又はインターネット回線を通じて、関係行政機関の利用者システムとセンターサーバとを接続する方法をいう。
- (18) 電文 利用者システムとセンターサーバとの間で送受信される電子情報をいう。
- (19) パッケージソフト 専用線接続、ブロードバンド接続又はインターネット接続（ebMS接続を除く。）の場合で、第3条第2項及び第3項に規定する業務を処理するため並びに第5条に規定する管理統計資料を取り出すために、システム利用契約者が設置する電子計算機及び関係府省に係る業務を処理するため、関係行政機関の利用者システムが設置する電子計算機において使用されるソフトウェアで、会社が提供するものをいう。
- (20) ヘルプデスク システム利用契約者からの障害発生時の連絡及び各種の問い合わせ等に対応するため会社が設置する相談窓口をいう。
- (21) E D I 仕様 センターサーバと利用者システムとの間で電文を送受信するために会社が定める仕様をいう。
- (22) 業務仕様 第3条第2項及び第3項に規定する業務を処理するため並びに第5条に規定する管理統計資料を取り出すために会社が定める仕様をいう。
- (23) デジタル証明書 インターネット接続（ebMS接続を除く。）において、システム利用契約者を特定するために会社が付与するものをいう。
- (24) Peer to Peer接続 センターサーバと利用者システムであるパーソナルコンピュータを会社が提供するルータを介して1対1で接続する形態をいう。
- (25) ルータ接続 センターサーバと利用者システム内のネットワークに接続された複数のパーソナルコンピュータを会社が提供するルータを介して接続する形態をいう。
- (26) ゲートウェイ接続 センターサーバと利用者システムであるゲートウェイコンピュータを会社が提供するルータを介して接続する形態であり、通信手段としてSMTP/POP3又はSMTP双方向を利用するものをいう。
- (27) ebMS接続 センターサーバと利用者システムであるゲートウェイコンピュータの接続にインターネット接続を用い、通信手段としてebMSを利用するものをいう。
- (28) 利用者コード システム利用契約者を特定するために必要なコードとして、会社が付与するものをいう。

- (29) メールボックス I D ゲートウェイ接続のうち通信手段としてSMTP/POP3を利用する場合において、メールボックスにアクセスする際の認証に使用するために会社が付与する I D をいう。
- (30) パスワード システム利用契約者の業務処理の資格チェックに使用する利用者パスワード又はゲートウェイ接続のうち通信手段としてSMTP/POP3を利用する場合にメールボックスにアクセスする際の認証に使用するメールボックスパスワードとして会社が付与するものをいう。
- (31) プライベート I P アドレス 会社が設置するルータ及びインターネット接続の場合を除く利用者システムに対して会社が付与する I P アドレスをいう。
- (32) サーバ証明書 ebMS接続において、利用者システムを特定するために会社が付与するものをいう。
- (33) 電子署名用証明書 ebMS接続において、システム利用契約者を特定するために会社が付与するものをいう。
- (34) C P A ebMS接続において、情報交換に関する取り決めであるコラボレーション・プロトコル合意書であり、会社が提供するものをいう。

第2章 システムの利用

(システム利用契約者となりうる者の区分等)

第3条 システム利用契約者となりうる者の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 輸出入等関連業務、関連業務又は目的達成業務に係る業務を処理する関係行政機関等
- (2) 船会社業務を行う者（関税法第15条第7項に規定する出港前報告制度に係る報告義務者を除く。）
- (3) 船舶代理店業務を行う者
- (4) コンテナヤード業務を行う者
- (5) バンプール業務を行う者
- (6) 保税蔵置場業務を行う者
- (7) 通関業務を行う者
- (8) 海運貨物取扱業務（港湾運送事業法第2条第1項第1号に掲げる行為をいう。）を行う者
- (9) N V O C C（関税法第15条第8項に規定する出港前報告制度に係る報告義務者を

除く。)

- (10) 航空会社業務を行う者
 - (11) 航空貨物代理店業務を行う者
 - (12) 機用品業務を行う者
 - (13) 混載貨物業務を行う者
 - (14) 輸出入者
 - (15) 損害保険業務を行う者
 - (16) 納付受託業務を行う者（関税法第9条の6に規定する者をいう。）
 - (17) 別表1（備考）に規定する汎用申請業務を行う者
- 2 システム利用契約者がシステムにより処理できる輸出入等関連業務は別表1に掲げるものとし、関連業務は別表5に掲げるものとする。
- 3 システム利用契約者がシステムにより処理できる目的達成業務に係る業務は、別表2に掲げるものとする。
- 4 第1項第2号及び第9号に掲げる出港前報告制度に係る報告義務者及び手続連携システムを運営する者によるシステムの利用等については、会社との契約等において別途定めるものとする。

（E D I 仕様等に基づく利用）

第4条 システム利用契約者は、E D I 仕様及び業務仕様に基づき、システムを利用するものとする。

- 2 システム利用契約者は、自己の責任において、手続連携システムを使用して、システムを利用することができる。

（管理統計資料の提供）

第5条 会社は、システム利用契約に基づき、別表3に掲げる管理統計資料を、システム利用契約者に提供するものとする。

（保税管理資料保存サービスの提供）

第6条 会社は、システム利用契約に基づき、前条の規定により提供する管理統計資料のうち別表4に掲げるものを5年間保存し、システム利用契約者の依頼に応じて提供するものとする。

（パッケージソフトの使用等）

第7条 パッケージソフトの提供を受けた者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) パッケージソフトをシステムでの使用以外に使用すること。

(2) パッケージソフトを改変すること。

(ヘルプデスク等の利用)

第8条 システム利用契約者は、システムに関する問合せ、障害に関する連絡等を行うため、ヘルプデスク及び第2項第2号に定める会社の担当事務所等を利用することができる。

2 ヘルプデスク及び担当事務所等の運営時間は、次の各号に定めることとする。

(1) ヘルプデスク

終日

(2) 担当事務所等（カスタマーサポート部サポート課、東海事務所、関西事務所及び九州事務所）

08:30～17:00（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）

3 ヘルプデスク及び担当事務所等に、障害に関する連絡を行う場合は、次の各号に掲げる事項を連絡するものとする。

(1) 利用者システムの設置場所

(2) 障害の状況

(3) 発生時刻

(4) 担当者及び連絡先（電話番号）

(接続試験)

第9条 ゲートウェイ接続又はebMS接続によりシステムを利用しようとする者は、会社が別に定める接続試験を行い、第3条第2項及び第3項に規定する業務が適正に処理されること並びに第5条に規定する管理統計資料が適正に取り出せることを確認しなければならない。

2 システム利用契約者が第12条第2項の規定により、利用契約の変更の申込みを行った場合において、会社が必要と認めるときは、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定は、手続連携システムがシステムと接続する場合その他会社が必要と認める場合について準用する。

(システムの運用時間)

第10条 システムの運用時間は、システムのメンテナンスの時間を除く終日とする。

2 会社は、システムのメンテナンスのためにシステムを停止する場合又は電源設備の法定点検等を行う場合には、システム利用契約者に事前に周知するものとする。

第3章 システム利用契約

(システム利用契約又はその変更及びこれらの承諾)

第11条 システム利用契約又はその変更は、システムを利用しようとする者が利用契約又はその変更の申込みを行い、会社がこれを承諾することによって成立するものとする。

2 前項に係る申込みのうち、料金表第1表に掲げるシステム利用料金の料金プラン変更については、会社が承諾した月の翌月利用分から適用するものとする。

(システム利用契約の申込み手続等)

第12条 システム利用契約の申込みは、NSSを利用して必要な事項を送信することによって行うものとする。

なお、インターネット接続のみの申込みの場合を除き、利用者システム構成図を会社に提出することとし、当該構成図に変更があった場合は速やかに会社に届け出ることとする。

ただし、NSSを利用して申込みを行うことについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約申込書のほか、「利用者システム構成図」(インターネット接続による利用を除く。)及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。

また、本項の規定は、第3条第1項第1号に掲げる者及び動植物Web業務(別表1第4項第1号中の「動物検疫関連業務(動植物Web業務)」及び第2号中の「植物検疫関連業務(動植物Web業務)」をいう。以下同じ。)を利用する場合であって、動植物Web業務の「利用者情報登録業務」を行って利用する者には適用しない。

2 システム利用契約の変更の申込みは、NSSを利用して変更に必要な事項を送信することにより行うものとする。ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、別に定める利用契約変更申込書及び会社が必要に応じて求める参考資料を会社に提出して行うものとする。

(共同してシステムを利用する場合のシステム利用契約)

第13条 一の利用者システムを、複数の者で、共同して利用(以下「共同利用」という。)をしようとする場合には、共同利用をしようとする者の中で一の代表者を(以下「共同利用代表者」という。)を選び、当該共同利用代表者が前条の規定に準じて契約の申込みを行うものとする。

- 2 前条第1項に規定する利用の申込みは、共同利用をしようとするすべての者からの共同利用代表者に対する委任状を添付して行うものとする。
- 3 共同利用を行うシステム利用契約者は、システム利用契約に基づき生じる義務につき連帯して責任を負うものとする。
- 4 第1項の共同利用代表者を変更する場合には、新たに共同利用の代表者となる者は、会社に対し速やかに書面で届け出るものとする。
- 5 共同利用に係るシステム利用契約の変更の申込みは、共同利用代表者が前条第2項の規定に準じて行うものとする。

(港湾調査への同意)

第14条 第3条第1項第2号及び第3号に掲げるシステム利用契約者となりうる者が、第12条第1項の規定に基づくシステム利用契約の申込みを行った場合には、当該申込みを行った者は、港湾調査規則（昭和26年3月10日運輸省令第13号）第9条第2項の規定に基づき法第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項のうち、以下の事項を港湾管理者に提供（国土交通省が構築・運営する「サイバーポート」を介した港湾管理者への提供を含む。）し、港湾調査に使用することに同意したものとする。

- (1) 港湾統計用輸入貨物データ
- (2) 港湾統計用輸出貨物データ
- (3) 港湾統計用仮陸揚貨物データ

ただし、当該申込みにあたって、同意しない旨を別に定めるシステム設定調査票をもってあらかじめ会社に届け出た場合はこの限りではない。

また、第15条第1項の規定に基づくシステム利用契約の承諾が行われた以降において、同意しない旨の届出が行われた場合にあって、会社が届出を受けた以降も同様とする。

- 2 前項に掲げる申込みを行った者は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により港湾管理者に申請等を行った事項のうち、以下の事項を、国土交通省が構築・運営する「サイバーポート」を介して港湾管理者に提供し、港湾調査に使用することに同意したものとする。

- (1) 港湾統計用入出港届データ

(2) 港湾統計用係留施設等利用許可申請データ

ただし、当該申込みにあたって、同意しない旨を別に定めるシステム設定調査票をもってあらかじめ会社に届け出た場合はこの限りではない。

また、第15条第1項の規定に基づくシステム利用契約の承諾が行われた以降において、同意しない旨の届出が行われた場合にあって、会社が届出を受けた以降も同様とする。

(システム利用契約の申込みの承諾等)

第15条 第12条第1項及び第2項の申込みに対する承諾はNSSを通じて行うものとする。

ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。

2 会社は、次の各号に該当する場合には、システム利用契約又はその変更の申込みを承諾しないことができる。

(1) アクセス回線の敷設が技術上著しく困難な場合

(2) 第41条第1項各号に掲げる料金（以下「利用料金」という。）を滞納し、又は滞納するおそれがある場合

(3) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受け、当該処分に係る期間中である場合

(4) システム利用契約の申込みが行われた後、会社が定める一定期間が経過しても必要とする手続きが行われていない場合

(5) その他システム利用契約又はその変更の申込みを承諾することが適当でないと認められる場合

3 会社は、前項の規定により承諾をしないときは、その理由を電子メールで当該申込者および管理責任者に通知するものとする。ただし、電子メールでの通知によりがたい場合は書面で通知するものとする。

(システム利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第16条 システム利用契約者は、第17条第3項に該当する場合を除き、システム利用契約に基づくシステムを利用する権利を譲渡してはならない。

(システム利用契約者の地位の承継)

第17条 システム利用契約者について相続があったときは、相続人は、システム利用契約

者の地位を承継する。

- 2 システム利用契約者となっている法人について合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併前の法人に係るシステム利用契約者の地位を承継する。
- 3 システム利用契約者となっている法人についてシステム利用に係る事業の営業譲渡があったときは、当該事業を譲り受けた法人は、当該事業を譲り渡した法人に係るシステム利用契約者の地位を承継する。
- 4 前3項の規定に基づき、システム利用契約者の地位を承継した者は、NSSを用いて速やかにシステム利用契約者の地位を承継した旨を送信するとともに、NSSを用いて作成した承継届書を会社に提出するものとする。

ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。
- 5 第1項の場合において、相続によりシステム利用契約者の地位の承継をした者が2人以上あるときは、その者のうち1人を代表者と定め会社に届け出るものとする。
- 6 前項の規定による代表者の届出がないときは、会社が相続によりシステム利用契約者の地位を承継した者のうち1人を代表者として指定する。
- 7 第5項又は前項の代表者を変更するときは、会社に届け出るものとする。
- 8 第5項又は第6項の代表者は、会社に対してこれらの項のシステム利用契約者を代表するものとする。

(システムの利用の停止又は制限)

第18条 会社は、システム利用契約者に対し、次の各号に該当すると認められる場合で、会社の催告にもかかわらず、なお是正措置を講じない場合には、システムの利用を停止又は制限することができる。

- (1) EDI仕様に違反して使用した場合
- (2) 第7条の規定に違反し、パッケージソフトを不正使用した場合
- (3) 第30条第2項の規定により会社が指示した必要な措置を講じない場合
- (4) 第38条に規定するシステム監査を正当な理由なく拒否した場合
- (5) システムを法令又は公序良俗に反する目的で現に使用し、又は使用しようとした場合
- (6) システム利用契約又はその変更の申込みにおいて、虚偽の事項を送信又は記載し

たことが認められた場合

(7) 利用料金の滞納がある場合

(8) その他システムの運用において現に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある場合

2 会社は、前項の規定によりシステムの利用の停止又は制限しようとする場合には、あらかじめ書面により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、通知することなく、システムの利用を停止又は制限することができる。

3 会社は、天災、事変その他の非常事態の発生又はシステムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、システムの利用を停止又は制限することができる。

4 会社は、システムの利用が著しく輻輳した場合には、システムの利用を制限することができる。

(会社の解除権及び損害賠償請求権)

第19条 会社は、システム利用契約者が次の各号に該当することとなった場合には、システム利用契約を解除することができる。

(1) 前条の規定によるシステムの利用の停止又は制限が行われた後、1月を経過してもなおその原因となる事由につき改善措置を講じない場合

(2) 前条の規定によるシステムの利用の停止又は制限の措置を繰り返し受けた場合

(3) 故意又は重大な過失によりシステムに障害を生じさせた場合

(4) その他システムの利用を継続することが適当でないと認められる場合

2 前項に規定する場合のほか、システム利用契約者が次の各号に該当することとなった場合は、会社はシステム利用契約を解除することができる。

(1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、国税滞納処分その他これらに類する公権力に基づく処分を受け、又は会社整理、会社更生手続、特別清算、民事再生手続若しくは破産を申し立てあるいは申立を受けた場合

(2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けた場合

(3) 営業の廃止又は解散の決議をした場合

(4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受けた場合

3 前2項の規定に基づきシステム利用契約を解除しようとする場合は、会社はシステム利用契約者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

4 会社は、システム利用契約者の第1項第3号に該当する行為により、第49条第3項に規定する損害賠償の請求を受けた場合には、当該システム利用契約者に対して、その損害の賠償を請求できるものとする。

5 前項に限らず、会社は、システム利用契約者の第1項第3号に該当する行為により、損害が生じた場合には、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、当該システム利用者に対して、その損害の賠償を請求できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条 システム利用契約者は、会社に対し、自己、自己の役員、使用人その他の従業員、代理人若しくは媒介者、自己の主要な出資者、経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)でないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 反社会的勢力、又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引を行っている と認められる関係を有すること。

2 システム利用契約者は、自己、又は第三者を利用して、会社に対し、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3 会社は、システム利用契約者が前2項の表明又は確約に違反した場合には、システム利用契約を解除することができる。

4 前条第3項の規定は、前項の規定に基づきシステム利用契約を解除しようとする場合について準用する。

(システム利用契約の解除)

第21条 システム利用契約者がシステム利用契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1月前までに、NSSを利用して必要な事項を送信することによって行うものとする。ただし、NSSを利用することについて、第50条第5項に定める場合、又は、これによりがたいものとして会社が別に定める場合には、その定めるところにより行うものとする。

2 システム利用契約の解除は、NSSを利用して承諾の旨をシステム利用契約者に通知することにより、当該解除しようとする日をもって解除される。

(ネットワーク基幹網等の最低利用期間)

第22条 専用線接続及びブロードバンド接続の場合の最低利用期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 専用線接続の場合

回線の開通日から1年

(2) ブロードバンド接続の場合

回線の開通日から1年

第4章 システムの管理

(会社の保守義務)

第23条 会社は、システムのうち次の各号に掲げる部分について、システム利用契約者の利用に支障のないよう維持及び整備をし、その仕様に基づく性能を保持するものとする。

(1) センターサーバその他の機器

(2) センターサーバとネットワーク基幹網又はインターネットを接続する回線

(3) ネットワーク基幹網

(4) 専用線接続及びブロードバンド接続に係るアクセス回線

(利用者コード、識別番号、パスワード及びメールボックスID等の付与)

第24条 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、会社は、システム利用契約者に対し、利用者コード、識別番号、パスワード、メールボックスID、デジタル証明書、サーバ証明書、電子署名証明書を付与するとともにCPAを提供するものとする。

(1) 会社が第15条第1項の承諾を行ったとき。

なお、共同利用の場合は、共同利用を行うすべてのシステム利用契約者に、会社が個別に付与又は提供するものとする。

(2) 第17条の定めるところにより、システム利用契約者の地位の承継があったとき。

(利用者コード及び識別番号の付与基準)

第25条 利用者コード及び識別番号の付与基準は、EDI仕様の定めるところによる。

(パスワードの付与基準)

第26条 パスワードの付与基準は、EDI仕様の定めるところによる。

(デジタル証明書の付与基準)

第27条 インターネット接続の場合に、利用者システムであるパーソナルコンピュータにデジタル証明書を付与する。なお、本項の規定は、動植物Web業務を利用する者であつて、動植物Web業務の「利用者情報登録業務」を行って利用する者には適用しない。

(プライベートIPアドレスの付与等)

第28条 プライベートIPアドレスの付与は、EDI仕様の定めるところによる。

(デジタル証明書の取得)

第29条 インターネット接続の場合において、第15条第1項の承諾が行われた後、システム利用契約者は速やかに第27条の規定により付与されたデジタル証明書を取得するものとする。

2 会社は、次の各号に該当する場合には、付与した該当のデジタル証明書の利用を停止することができる。

(1) システム利用契約者が利用開始日から2月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合

(2) システム利用契約者がデジタル証明書を取得した後、当該デジタル証明書の有効期限を2月を経過しても更新手続きを行わない場合

(3) システム利用契約者がデジタル証明書の再発行後、2月を経過してもデジタル証明書を取得しない場合

(セキュリティ対策)

第30条 システム利用契約者は、第32条から第37条までに定めるセキュリティ対策を講じ

なければならない。

- 2 会社は、システム利用契約者が当該セキュリティ対策を講じていない場合、又は講じていないおそれがあると認められる場合には、システム利用契約者に対し必要な措置を講ずることを指示することができる。

(管理責任者の設置)

第31条 システム利用契約者は、前条のセキュリティ対策及びシステム利用契約に関する業務を統括するための管理責任者を設置し、会社に届け出るものとする。

- 2 前項の届出の内容に変更がある場合は、システム利用契約者は、速やかに会社に届け出るものとする。

- 3 前2項の届出は、第12条第1項及び第2項の申込みの際に、同条に規定する方法により行うものとする。

(ウィルス対策等)

第32条 システム利用契約者は、Peer to Peer接続、ルータ接続又はインターネット接続の場合においては、パーソナルコンピュータに、ゲートウェイ接続又はebMS接続の場合においては、ゲートウェイコンピュータに次に掲げる対策を施すものとする。

(1) 市販のウィルスチェックソフトの導入

(2) センターサーバへE D I仕様に定める使用禁止文字コードを送信できないようにする機能

- 2 システム利用契約者は、ウィルスチェックソフトを新種のウィルスに対応するため、適切な頻度でバージョンアップするものとする。
- 3 システム利用契約者は、利用者システムがウィルスに感染した場合は、会社に速やかに届け出るものとする。
- 4 会社は、第1項に規定する対策に係る届出をシステム利用契約者に対して求めることができる。

(利用者システムについて講じたセキュリティ対策の報告)

第33条 会社は、会社が必要とする場合においては、第12条第1項又は第2項の申込みの際に、当該申込みを行った者に対して、利用者システムについて講じたセキュリティ対策の内容につき報告を求めることができる。

(履歴の管理)

第34条 システム利用契約者が、ゲートウェイ接続又はebMS接続を行う場合には、センターサーバと送受信した者を特定し、その送受信内容の履歴(ログ)を管理する仕組み

を構築するものとする。

2 前項に規定する送受信内容の履歴（ログ）の管理方法については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 保存すべき履歴（ログ）の内容については、センターサーバと送受信する電文の内容のうち、次に掲げる項目とする。

イ 利用者コード

ロ 識別番号（電文をセンターサーバに送信する場合のみ）

ハ 業務コード

ニ 送受信の日時分秒

ホ その他、利用者ネットワークの構成、利用者システムの構成及び利用業種の種別に応じEDI仕様に定める必要な項目

(2) 履歴（ログ）の保存期間は1年間とする。

(3) 履歴（ログ）の保存場所及び保存方法については、会社からの提出依頼に迅速に対応できる場所及び方法でなければならない。

（システム利用契約者を特定するために付与する利用者コード等の扱い等）

第35条 システム利用契約者は、利用者コード、パスワードその他会社がシステム利用契約者を特定するために付与するもの（以下「利用者コード等」という。）について、漏洩を防ぐための必要な管理を行わなければならない。

2 システム利用契約者は、利用者コード等が漏洩した場合又はそのおそれがあると認める場合は、直ちに会社に届け出て、必要な手続きを行い新規に利用者コード等の付与を受けるものとする。

（ルータの利用制限等）

第36条 システム利用契約者は、インターネット接続の場合を除き、センターサーバとの接続に際しては、会社が提供し、かつ、稼働条件を設定したルータを使用するものとする。

2 システム利用契約者は、会社が提供したルータの設定を変更してはならない。

3 システム利用契約者は、システムを利用する以外の目的でルータを利用する場合は、会社の定める技術的条件に適合させなければならない。

（通信の監視）

第37条 会社は、システムのセキュリティを確保するためシステムに係る通信状況を監視又は記録することができる。

(システム監査)

第38条 会社は、システム利用契約者に対し事前に通知し、その同意を得た上で、利用者システムの監査（以下「システム監査」という。）を行うことができる。

- 2 システム利用契約者は、正当な理由なく、システム監査を拒否することはできない。
- 3 会社は、システム監査の結果についてシステム利用契約者に通知するものとする。
- 4 システム利用契約者は、システム監査の結果、改善を要する事項の指摘を受けた場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。

第5章 障害時の対応等

(障害発生時の対応)

第39条 システム利用契約者は、システムの機能に異常を認めた場合は、会社に対し直ちにその旨を通知するものとする。

- 2 会社は、前項に規定する通知を受けたときは、異常の原因となった障害の発生箇所の特定を急ぎ、発生箇所に応じ次のとおりに措置するものとする。

(1) 障害の発生箇所が第23条各号に規定する箇所であると認められる場合

会社は、速やかに障害を復旧させるために必要な措置を講じる。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

会社は、システム利用契約者に対し、その旨及びシステム利用契約者の計算と責任において復旧するよう通知する。

- 3 前項第2号の通知を受けたシステム利用契約者は、復旧が終了したときは、速やかにその旨及び障害の内容を会社に報告するものとする。

(障害発生時の対応の特例)

第40条 会社が、システム利用契約者から、前条第1項に規定する通知を受けた場合で、障害の発生箇所が利用者システムである場合において、障害が発生した利用者システムが、会社が正常に動作することを確認した利用者システムを提供する者として会社に登録されている者から提供されたものであり、かつ会社に、当該提供者から当該システム利用契約者に対して、利用者システムを提供している旨の報告がされている場合は、同条第2項第2号の規定にかかわらず、会社は当該提供者に対して、当該利用者システムに障害が発生している旨及び当該システム利用契約者と当該提供者との契約に従い障害を復旧するように通知するものとする。

第6章 利用料金等

(システム利用契約に基づく利用料金の負担)

第41条 システム利用契約者（ただし、本条及び第42条の適用に当たっては、第3条第1項第1号に掲げる者を除く。）は、次に掲げる利用料金を会社に支払うものとする。ただし、共同利用を行う場合においては、共同利用代表者が次に掲げる利用料金の全額を支払うものとする。なお、第3条第1項第1号に掲げる者は別途契約によるものとする。

- (1) 料金表第1表に掲げるシステム利用料金
- (2) 料金表第2表に掲げる管理統計資料提供に係る料金
- (3) 料金表第3表に掲げる保稅管理資料保存に係る料金
- (4) 料金表第4表に掲げる回線使用料等
- (5) その他会社が別に定める利用料金

2 前項の規定にかかわらず、会社は、必要があると認める場合には、利用料金の一部又は全部について、支払いを要しないものとすることができる。

3 会社は、利用料金の変更を行う場合には、その変更の2月前までにシステム利用契約者に対して変更後の利用料金及び変更時期を通知するものとする。ただし、その変更が別表1に規定する輸出入等関連業務若しくは別表2に規定する目的達成業務に係る業務の追加に伴う従量料金の追加である場合又は利用料金の引下げである場合は、この限りでない。

4 前項の通知の日から起算して20日以内にシステム利用契約者から第21条に規定する解除の申出がない場合には、システム利用契約者につき利用料金等の改定が承諾されたものとみなす。

(消費税相当額の支払い)

第42条 システム利用契約者が、利用料金を会社に支払う場合には、当該利用料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を併せて支払うものとする。

(利用料金の計算等)

第43条 利用料金の計算方法は、料金表通則（以下「通則」という。）第1項から第6項に定めるところによる。

2 システム利用契約者が、会社に支払うべき利用料金及び第42条の消費税相当額（以下「利用料金等」という。）の支払方法は、料金表通則第7項の定めるところによる。

3 システム利用契約者が、会社に支払うべき利用料金等の支払期限は、会社が指定する日とする。

(災害等による支払期限の延長)

第44条 会社は、災害その他やむを得ない理由により、システム利用契約者が前条第3項に規定する利用料金等の支払に関する期限までに支払ができないと認めるときは、料金表通則第8項から第11項の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

(利用料金等の返還)

第45条 利用料金等は、次に掲げるものに限り、料金表通則第12項及び第13項の定めるところにより、支払を行ったシステム利用契約者の請求により返還することができる。

(1) 過誤払の利用料金等

(2) 第44条の規定により延長された期限に係る支払期日の前日までに支払われた利用料金等

(延滞金)

第46条 システム利用契約者が、利用料金等をその責めに帰すべき理由により、第43条第3項に規定する期限又は第44条の規定により延長された期限までに支払わない場合には、当該期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該期限までに支払うべき利用料金等の合計額に対して年5パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞金を利用料金等に併せて支払うものとする。ただし、当該期限の翌日から1月を経過する日後の延滞金の額は、その支払うべき利用料金等の合計額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる利用料金等の合計額が2,000円未満であるとき又は当該利用料金等の合計額に1,000円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。

3 延滞金の額が1,000円未満であるとき又は当該延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。

(利用料金等の支払いを要しないシステムの利用)

第47条 第23条各号に規定する電子計算機その他の機器等の所有者その他の関係者(以下「機器の所有者等」という。)の責めに帰すべき理由により、電文が破損又は滅失された場合において、システム利用契約者が、当該破損又は滅失された電文を、再度、取出すために行った業務として会社が指定するものについては、従量料金の支払いを要しないものとする。

(利用者コード等を用いて行われたシステムの利用)

第48条 利用者コード等を用いて行われたシステムの利用は、当該利用者コード等の不正使用その他の事故が発生した場合であっても、当該利用者コード等の付与を受けたシステム利用契約者が行ったものとみなす。

(損害賠償)

第49条 機器の所有者等の責めに帰すべき事由により、システム利用契約者が、システムを利用できない状態が3時間以上連続した場合においては、本規程に規定する業務に関し、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、システム利用契約者は、その損害の賠償を請求できるものとする。

- 2 前項の場合において、会社がシステム利用契約者に賠償する額は、会社が機器の所有者等から受ける賠償の額を限度として、会社が計算した額とする。
- 3 会社の責めに帰すべき事由により、システム利用契約者が、システムを利用できない状態が3時間以上連続した場合においては、本規程に規定する業務に関し、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、システム利用契約者は、その損害の賠償を請求できるものとする。
- 4 前項の場合において、会社がシステム利用契約者に賠償する額は、システム利用契約者が前年（前年に支払実績の無いシステム利用契約者においては当年）に会社に支払った利用料金等の平均月額料金を限度として、会社が計算した額とする。
- 5 機器の所有者等の責めに帰すべき事由により、システム利用契約者が、損害（システムを利用できない状態の発生に関わるものを除く。）を被った場合においては、本規程に規定する業務に関し、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、システム利用契約者は、その損害の賠償を請求できるものとする。
- 6 前項の場合において、会社がシステム利用契約者に賠償する額は、会社が機器の所有者等から受ける賠償の額を限度として、会社が計算した額とする。
- 7 会社の責めに帰すべき事由により、システム利用契約者が、損害（システムを利用できない状態の発生に関わるものを除く。）を被った場合においては、本規程に規定する業務に関し、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、システム利用契約者は、その損害の賠償を請求できるものとする。
- 8 前項の場合において、会社がシステム利用契約者に賠償する額は、システム利用契約者が前年（前年に支払実績の無いシステム利用契約者においては当年）に会社に支払った利用料金等の平均月額料金を限度として、会社が計算した額とする。

(免責事項)

第50条 システム利用契約者が手続関連システムを使用して送受信した電文又はシステム利用契約者の依頼に基づきシステムから手続関連システムに送信した電文により、第23条に規定する会社の保守義務の範囲外で発生したトラブルや損失、損害に対して、会社は一切の責任を負わないものとする。

- 2 第30条に定めるセキュリティ対策を講じなかったために発生したトラブルや損害に対しては、会社の保守義務の範囲内であっても、会社は一切の責任を負わないものとする。
- 3 ブロードバンド回線接続の場合において、電文の遅延があったとき、又は、インターネット接続の場合において、インターネット上で電文の遅延、破損又は滅失があったときは、会社は一切の責任を負わないものとする。
- 4 関係府省接続の場合において、関係行政機関の利用者システムと他の利用者システムとの間で電文の遅延、破損、漏洩又は滅失があったときは、会社は一切の責任を負わないものとする。
- 5 天災地変、戦乱、暴動によりシステムの利用ができない場合、会社は一切の責任を負わないものとする。

第7章 雑則

(合意管轄裁判所)

第51条 システム利用契約に関連して会社とシステム利用契約者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所と定める。

(規程の改正)

第52条 会社は、この規程を改正した場合には、その内容を会社のホームページ (www.naccs.jp) に公開するものとし、システム利用契約者は、定期的にこの規程を確認するものとする。

- 2 この規程の改正は、この規程に別段の定めがある場合又は会社が改正後の規定の施行日を定める場合を除き、前項の公開と同時に有効となるものとする。
- 3 システム利用契約者がこの規程の改正について明示的に承諾した場合のほか、システム利用契約者が第1項の公開後にシステムを利用した場合(第41条第3項の通知をする場合を除く。)には、システム利用契約者につきこの規程の改正が承諾されたものとみなす。また、システム利用契約者がこの規程の改正に承諾しない場合には、第1項の公

開の日から起算して20日以内に第21条に規定するシステム利用契約の解除を申し出ることによって、システム利用契約を解除することができる。

(その他)

第53条 この規程の改廃は、「規程管理規程」(平成20年総務規程第13号。)の定める手続きに従い行うものとする。

(注)「規程管理規程」は、規程の改廃に係る会社の手続を定めた規程である。

附 則

- 1 この規程は、システム稼働開始日から施行する。ただし、第3章(システム利用契約)に係る規定については、平成20年10月1日から適用する。なお、海上貨物通関情報処理システム利用規程(平成15年10月1日規程第38号)は、システム稼働開始日に廃止する。
- 2 システム利用規程(平成19年9月25日規程第19号)に基づくシステム利用契約については、この規程の定めるところにより契約されたものとする。
- 3 海上貨物通関情報処理システム利用規程(平成20年10月1日業務関連規程第3号)によりシステム利用契約者が負担することとされているシステム利用料金及び費用については、なお従前の例による。
- 4 海上貨物通関情報処理システム利用規程(平成20年10月1日業務関連規程第3号)によりシステム利用契約者が負担することとされている平成20年10月分に係るシステム利用料金及び費用については次表によるほか、なお従前の例による。

基本料金額	1単位あたり1,774円
パッケージソフト使用料	1単位あたり1,064円

附 則(平成20年10月7日業務関連規程第5号)

- 1 この規程は、システム稼働開始日から施行する。なお、海上貨物通関情報処理システム利用規程(平成15年10月1日規程第38号)は、システム稼働開始日に廃止する。
- 2 平成20年10月の更改月に係る更改後のシステム利用料金は次表の規定によるほか、料金表による。

プラン(A)基本料金額	1単位あたり3,225円
管理統計資料	課金しない

附 則(平成21年3月12日業務関連規程第1号)

- 1 この規程は、システムによる航空運送貨物に係る輸出入等関連業務の処理の開始の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成21年3月23日から適用する。なお、航空貨物通関情報処理システム利用規程(平成20年10月1日業務関連規程第2号)は、シ

システムによる航空運送貨物に係る輸出入等関連業務の処理の開始の日に廃止する。

- 2 航空運送貨物に係る輸出入等関連業務の処理を行うためにシステムを利用しようとする者は、施行日前においても、この規程による改定後のシステム利用規程第8条及び第10条並びに第3章及び第4章の規定の例により必要な手続その他の行為を行うことができる。

附 則（平成21年9月14日業務関連規程第2号）

- 1 この規程は、システムによる航空運送貨物に係る輸出入等関連業務の処理の開始の日から施行する。ただし、料金表第1表従量料金（海上貨物に関連するもの）の表中の項番3001、3004、3014、3017及び3020に係る改正については、平成22年1月1日から施行する。
- 2 航空貨物通関情報処理システム利用規程（平成20年10月1日業務関連規程第2号）により航空貨物通関情報処理システムのシステム利用契約者が負担することとされている利用料金等については次表によるほか、なお従前の例による。

平成22年2月分の基本料金額	1単位あたり3,571円
平成22年2月分のパッケージソフト使用料	1単位あたり2,143円

- 3 システムによる航空運送貨物に係る輸出入等関連業務の処理の開始日からシステム利用契約者となる者が負担することとされている平成22年2月分の利用料金等についてはこの規程の規定によるほか、次表による。

プラン（A）の基本料金額	1単位あたり1,429円
管理統計資料	課金しない

- 4 システムによる航空運送貨物に係る輸出入等関連業務の処理の開始に伴い論理端末、メールボックス又はメールアドレスを前項に掲げる者と共用して利用する利用契約者が負担することとされている平成22年2月分の基本料金については、この規程によるほか、次表による。

プラン（A）の基本料金額	以下の額を合算した額 1. 2月初日から2月20日までの間に有する基本料金課金単位数に3,571円を乗じた金額 2. 2月21日から2月末日までの間に有する基本料金課金単位数に1,429円を乗じた金額
--------------	--

附 則（平成22年2月10日業務関連規程第1号）

この規程は、システムによる航空運送貨物に係る輸出入等関連業務の処理の開始の日から施行する。

附 則（平成22年9月21日業務関連規程第2号）

この規程は、平成22年9月26日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 10 日業務関連規程第 3 号）

この規程は、平成23年1月1日から施行し、平成23年1月分として請求する利用料金から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 2 日業務関連規程第 1 号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の1.の項番3-2-1から3-2-18、3-2-29、3-2-30、3-2-37、3-2-40、3-2-41、4-1-32、4-1-33、4-2-31及び4-2-44から4-2-50並びに別表2の項番3-6の規定は、C Y搬出入関連業務の供用開始日から適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 8 日業務関連規程第 2 号）

この規程のうち、第3条第2項の次に1項を加える改正規定及び別表3の次に別紙を加える改正規定はC Y搬出入関連業務の供用開始日から、その他の改正規定は平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 14 日業務関連規程第 4 号）

この規程は、平成23年9月25日から施行する。ただし、別表1「1. 法第2条第2号イ関連」中「【輸出関連業務】」の改正規定は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 15 日業務関連規程第 1 号）

この規程は、平成24年3月25日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 24 日業務関連規程第 2 号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 10 日業務関連規程第 3 号）

この規程は、平成24年10月21日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 13 日業務関連規程第 1 号）

この規程は、平成25年3月17日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日業務関連規程第 2 号）

この規程は、平成25年5月31日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 10 日業務関連規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成25年10月13日から施行する。
- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) WebAPS 業務システムが提供する業務のうち、農林水産省動物検疫所及び農林水産省植物防疫所が所管する輸出入検疫検査のための申請・届出手続を行う業務

であって、申請・届出手続を行う者の操作手段として Web ブラウザを用い、インターネット接続によって行うものをいう。

(2) WebAPS 業務利用者システム利用契約者のうち、前号の業務のみを利用する者をいう。

3 WebAPS 業務利用者については、当面の間以下の扱いとする。

(1) 第 15 条及び第 30 条の規定については適用しない。

(2) 第 18 条の規定について、システム運用・管理業務機能を用いて作成される申込書の会社への提出は不要とする。

4 「動物検疫検査手続電算処理システム」(ANIPAS) 及び「植物検疫検査手続電算処理システム」(PQ-NETWORK) の稼働中において、当該いずれかのシステムについてインターネットを介して直接接続して利用することを認められていた者のうち、WebAPS 業務の利用を希望する者については、平成 25 年 10 月 13 日をもって第 18 条第 1 項の規定及び前項に基づく WebAPS 業務利用者としてのシステム利用契約の申込み及び当該申込みに対する第 22 条の規定に基づく承諾が行われたものと見なす。

附 則 (平成 26 年 8 月 29 日業務関連規程第 1 号)

この規程は、平成26年 8 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 27 日業務関連規程第 1 号)

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 6 月 17 日業務関連規程第 2 号)

この規程は、平成27年 6 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日業務関連規程第 3 号)

この規程は、平成27年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 12 月 16 日業務関連規程第 4 号)

この規程は、平成27年 12 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 15 日業務関連規程第 1 号)

この規程は、平成29年 3 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日業務関連規程第 2 号)

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 5 月 23 日業務関連規程第 3 号)

この規程は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 5 月 29 日業務関連規程第 4 号)

- 1 この規程は、平成29年10月8日から施行する。ただし、料金表通則第4表回線使用料の改正規定は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成29年7月1日からサービス廃止までの間のダイヤルアップ接続（アクセス回線に、センターが認めるISDN回線を用い、利用者システム又は民間システムとセンターサーバとの通信経路を必要に応じその都度確立させる接続方法をいう。以下同じ。）及びダイレクト・インターフェース接続（センターサーバと利用者システムであるダイレクト・インターフェース用コンピュータを会社が提供するルータを介して接続する形態をいう。以下同じ。）に係る回線使用料等については、次表による。なお、次表の適用において、月の途中においてシステム利用解除又はシステム利用契約の変更がある場合の回線使用料等については、接続日数に応じて日割した額を会社に支払うものとする。

ダイヤルアップ接続の場合（注1）（注3）		海上回線	航空回線
回線使用料			
基本料金（1回線ごとに月額）	利用可能時間3時間までの場合	700円	700円
	無制限の場合	1,500円	1,500円
従量料金	規定時間を超えた通信時間に対し1分ごとに	9円	9円
ルータ使用料（注2）	1回線ごとに月額	3,700円	5,600円
ダイレクト・インターフェース接続の場合			
ルータ使用料（注2）	1回線ごとに月額		29,700円
（注） 1 共用回線の回線使用料等は、航空回線欄の回線使用料等を支払うこととなる。 2 ルータ使用料には保守費を含む。 3 ダイヤルアップ接続の場合のアクセス回線部分については、システム利用契約者が準備することとなり、回線使用料等は、アクセス回線提供者に対し、直接支払うこととなる。また、基本料金は、「利用時間3時間まで」と「無制限」の2プランとし、従量料金は「利用時間3時間まで」プランに適用される。			

- 3 ダイヤルアップ接続又はダイレクト・インターフェース接続をサービス廃止日まで使用する場合は、第21条（システム利用契約の解除）の規定にかかわらず、システム利用契約者の通知書の作成、提出を不要とし、また、会社のシステム利用契約者に対

する解除の通知を不要とし、当該日をもってシステム利用契約が解除される。

- 4 第14条の規定については、改正規程の施行日までに同条ただし書きに定める同意しない旨の届出がなされない場合は、同条の規定による同意を得ているものとみなす。ただし、施行日以降に同意しない旨の届出がされた場合は、同条の規定により会社が届出を受けた以降は同意したものとしない。

附 則（平成 29 年 9 月 19 日業務関連規程第 5 号）

この規程は、平成29年10月 8 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 13 日業務関連規程第 1 号）

この規程は、平成30年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 12 日業務関連規程第 2 号）

この規程は、平成30年 9 月12日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 21 日業務関連規程第 3 号）

この規程のうち、別表 1 及び従量料金表の業務コードBASに係る改正については平成30年12月20日から、また、業務コードHDM01、CAM、CAM01、CAH、CAH01、IAA、IAF11、IAF12に係る改正及びADMの廃止については平成31年 3 月17日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 11 日業務関連規程第 4 号）

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 1 「別表 1 輸出入等関連業務」の項番10-1-19、10-1-20に係る改正

平成30年12月16日

- 2 「別表 1（備考）汎用申請業務一覧」の申請手続種別G12、G13、G53、G79、GI7～GJ1、H89～H92、HA3、HC1、HC4、HC7に係る改正 平成30年12月30日

- 3 「別表 1 輸出入等関連業務」の項番4-1-54～4-1-57に係る改正及び「別表 1（備考）汎用申請業務一覧」の申請手続種別GI5、GI6、K49～K60に係る改正 平成31年 1 月 7 日

附 則（平成 31 年 3 月 5 日業務関連規程第 1 号）

この規程は、平成31年 3 月17日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日業務関連規程第 2 号）

この規程は、平成31年 7 月21日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 10 日業務関連規程第 1 号）

この規程は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 20 日業務関連規程第 1 号）

この規程は、令和2年3月15日から施行する。

附 則（令和2年3月24日業務関連規程第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月16日業務関連規程第4号）

この規程は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和2年6月29日業務関連規程第5号）

この規程は、令和2年6月29日から施行する。

附 則（令和2年9月16日業務関連規程第6号）

この規程は、令和2年9月20日から施行する。

附 則（令和2年11月30日業務関連規程第7号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年12月15日業務関連規程第8号）

この規程は、令和3年1月17日から施行する。

附 則（令和3年3月11日業務関連規程第1号）

この規程は、令和3年3月11日から施行する。

附 則（令和3年3月30日業務関連規程第2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月23日業務関連規程第3号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日業務関連規程第4号）

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日業務関連規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月8日業務関連規程第2号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月27日業務関連規程第3号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月18日業務関連規程第4号）

この規程は、令和4年11月20日から施行する。

附 則（令和4年12月26日業務関連規程第5号）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年1月18日業務関連規程第1号）

この規程は、令和5年1月25日から施行する。

附 則（令和5年3月8日業務関連規程第2号）

この規程は、令和5年3月13日から施行する。

附 則（令和5年4月1日業務関連規程第3号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月28日業務関連規程第4号）

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和5年6月19日業務関連規程第5号）

この規程は、令和5年6月19日から施行する。

附 則（令和5年8月9日業務関連規程第6号）

この規程は、令和5年8月13日から施行する。

別表 1 輸出入等関連業務

1. 法第2条第2号イ関連

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
【入出港・とん税関連業務】																			
<海空共通関連業務>																			
1-1-1	内国貨物運送申告	DCC		○	○	○		○	○	○		○			○				
1-1-2	内国貨物運送申告（承認）変更	DCE		○	○	○		○	○	○		○			○				
1-1-3	内国貨物運送申告（承認）変更呼出し	DCE11		○	○	○		○	○	○		○			○				
1-1-4	内国貨物運送申告審査終了	DCZ	○																
1-1-5	内国貨物運送到着確認	DCA		○	○	○		○		○		○			○				
1-1-6	内国貨物運送申告照会	IDT	○	○	○	○		○	○	○		○			○				
1-1-7	船舶・航空機資格変更届呼出し	KPC	○	○	○							○						○	
1-1-8	船舶・航空機資格変更届	KPC01	○	○	○							○						○	
1-1-9	船舶・航空機資格変更届審査終了	KPE01	○																
1-1-10	船舶・航空機資格変更届照会	IKP	○	○	○							○						○	
<海上関連業務>																			
1-2-1	船舶基本情報登録	VBX		●	●														
1-2-2	船舶基本情報訂正	VBY	○	●	●														
1-2-3	船舶基本情報訂正呼出し	VBY11	○	○	○														
1-2-4	船舶運航情報登録	VTX01		●	●														
1-2-5	乗組員情報登録	VTX02		●	●														
1-2-6	旅客情報登録	VTX03		●	●														
1-2-7	船用品情報登録	VTX04		●	●														
1-2-8	船舶運航情報登録呼出し	VTX11		○	○														
1-2-9	乗組員情報登録呼出し	VTX12		○	○														
1-2-10	旅客情報登録呼出し	VTX13		○	○														
1-2-11	船用品情報登録呼出し	VTX14		○	○														
1-2-12	入港前統一申請	VPX		●	●														
1-2-13	入港前統一申請呼出し	VPX11		○	○														
1-2-14	入港届等	VIX		●	●														
1-2-15	入港届等呼出し	VIX11		○	○														
1-2-16	とん税等納付申告	TPC		●	●														
1-2-17	不開港出入許可申請	CPC		○	○														
1-2-18	不開港出入許可申請審査終了	CPZ	○																
1-2-19	出港届等	VOX		●	●														
1-2-20	出港届等呼出し	VOX11		○	○														
1-2-21	船舶管理情報登録	VCA		○															
1-2-22	出港差止解除	VSR	○																

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
1-2-23	許可・承認等情報登録（監視）	PAK03	○																
1-2-24	船舶コード照会	IVK	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1-2-25	船舶管理情報照会	IVC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1-2-26	入出港届等照会	IVS	○	○	○	○		○	○	○	○								
1-2-27	不開港出入許可申請照会	IPP	○	○	○														
1-2-28	入出港日別一覧照会	IVD	○	○	○	○		○	○	○	○								
＜航空関連業務＞																			
1-3-1	入港届呼出し	GIR	○									○							
1-3-2	入港届	GIR01	○									○							
1-3-3	出港届呼出し	GOR	○									○							
1-3-4	出港届	GOR01	○									○							
1-3-5	出港差止登録・解除	GSP	○																
1-3-6	入出港届等情報照会	IGD	○									○							
1-3-7	旅客氏名表報告呼出し	PLR	○									○							
1-3-8	旅客氏名表報告	PLR01	○									●							
1-3-9	乗組員氏名表報告呼出し	NLR	○									○							
1-3-10	乗組員氏名表報告	NLR01	○									●							
1-3-11	許可・承認等情報登録（監視）	PAK	○																
1-3-12	旅客予約記録情報報告	PNR01	○									●							
1-3-13	旅客予約記録情報呼出し	PNR	○									○							
1-3-14	旅客予約記録情報照会	IPN										○							
【輸入関連業務】																			
＜海空共通関連業務＞																			
2-1-1	輸入指示書登録	IIR							○	○					○	○			
2-1-2	輸入指示書登録呼出し	IIR11							○	○					○	○			
2-1-3	包括保税運送申告	TDC		○	○	○		○	○	○	○	○		○	○				
2-1-4	包括保税運送申告審査終了	CEH	○																
2-1-5	包括保税運送申告照会	ITD	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○				
2-1-6	輸入申告事項登録	IDA							○										
2-1-7	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	SWA							○										
2-1-8	輸入申告事項呼出し	IDB							○										
2-1-9	シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し	SWB							○										
2-1-10	シングルウィンドウ申告・申請呼出し	SWX							○										
2-1-11	輸入申告	IDC							○										
2-1-12	シングルウィンドウ輸入申告	SWC							○										
2-1-13	輸入申告変更事項登録	IDA01							○										
2-1-14	輸入申告変更事項呼出し	IDD							○										
2-1-15	輸入申告変更	IDE							○										

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
2-1-16	石油製品等移出（総保出） 輸入申告事項登録	MWA							○										
2-1-17	石油製品等移出（総保出） 輸入申告事項呼出し	MWB							○										
2-1-18	石油製品等移出（総保出） 輸入申告	MWC							○										
2-1-19	石油製品等移出（総保出） 輸入申告変更事項登録	MWA01							○										
2-1-20	石油製品等移出（総保出） 輸入申告変更事項呼出し	MWD							○										
2-1-21	石油製品等移出（総保出） 輸入申告変更	MWE							○										
2-1-22	輸入申告審査終了	CEA	○																
2-1-23	保留解除	COW	○																
2-1-24	許可・承認等情報登録（輸 入通関）	PAI	○																
2-1-25	輸入申告等照会	IID	○						○							○			
2-1-26	関連省庁申告・申請状況照 会	IXX	○						○										
2-1-27	輸入申告等一覧照会	IDI	○						○										
2-1-28	修正申告事項登録	AMA							○										
2-1-29	修正申告事項呼出し	AMB							○										
2-1-30	修正申告	AMC							○										
2-1-31	修正申告照会	IAD	○						○										
2-1-32	関税等更正請求事項登録	KKA							○										
2-1-33	関税等更正請求事項呼出し	KKB							○										
2-1-34	関税等更正請求	KKC							○										
2-1-35	関税等更正請求審査終了	CKE	○																
2-1-36	関税等更正請求照会	IKK	○						○										
2-1-37	当初輸入申告情報呼出し （蔵出輸入申告等）	DLI01							○										
2-1-38	当初輸入申告情報呼出し （修正申告）	DLI02							○										
2-1-39	当初輸入申告情報呼出し （関税等更正請求）	DLI03							○										
2-1-40	リアルタイム口座再引落と し依頼	ROW	○						○										
2-1-41	リアルタイム口座引落と し結果確認	RB1	○						○										
2-1-42	一括特例申告事項登録	TKA01							○										
2-1-43	一括特例申告事項呼出し	TKB01							○										
2-1-44	一括特例申告	TKC01							○										
2-1-45	関税割当証明書内容登録	TQA							○							○			
2-1-46	関税割当証明書内容呼出し	TQB							○							○			
2-1-47	関税割当裏落数量仮登録	TQC							○							○			
2-1-48	関税割当証明書内容訂正	TQE							○							○			
2-1-49	関税割当証明書内容確認	CQA	○																

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
2-1-50	関税割当裏落内容税関確認 後訂正確認	CQC	○																
2-1-51	関税割当証明書内容照会	ITQ	○						○							○			
2-1-52	包括保険仮事項登録	HHA																	○
2-1-53	包括保険仮事項登録呼出し	HHA																	○
2-1-54	包括保険仮登録	HHC																	○
2-1-55	包括保険確認登録	HKA							○	○						○			
2-1-56	包括保険確認登録呼出し	HKB							○	○						○			
2-1-57	包括保険照会	IIN	○						○	○						○			○
2-1-58	食品等輸入届出一覧照会	IFI		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-1-59	担保提供書提出	TTT							○							○		○	
2-1-60	担保提供書変更呼出し	TTD							○							○		○	
2-1-61	担保提供書変更	TTE							○							○		○	
2-1-62	担保提供書審査終了	CTT	○																
2-1-63	担保提供書照会	ITT	○						○							○		○	
2-1-64	担保照会	IAS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-1-65	担保一覧照会	IAS01	○													○			
2-1-66	領収確認	RCC	○																
2-1-67	領収確認（強制入力）	RCC20	○																
2-1-68	領収確認（他官署強制入力）	RCC01	○																
2-1-69	領収確認（バーコードリーダー）	RCC30	○																
2-1-70	領収確認・済通登録（バーコードリーダー）	RCC40	○																
2-1-71	減額調定・不納欠損登録	GFG	○																
2-1-72	減額調定・不納欠損登録 （強制入力）	GFG20	○																
2-1-73	MPN状況照会	IMP		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-1-74	MPN強制消込	MPF	○																
2-1-75	延滞税額計算照会	ICD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-1-76	一括納付書一覧照会	INF	○						○							○			
2-1-77	納付書再出力	RNF	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-1-78	一括納付用明細データ（民 用）関連依頼情報登録・変 更	DLS03							○							○			
2-1-79	特惠税率適用照会	ICP	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-1-80	輸入品目税率照会	IHS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-1-81	蔵入等貨物搬入確認	BAS				○	○					○							
2-1-82	納付登録呼出し	RCL	○														○		
2-1-83	納付登録	RCL01															○		
2-1-84	納付登録照会	IRC	○														○		
2-1-85	原産地証明書利用者登録	OUA							○							○			
2-1-86	原産地証明書利用者登録呼 出し	OUB	○						○							○			
2-1-87	原産地内取内容仮登録	OAC							○							○			

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
2-1-88	原産地内取内容呼出し	OAB	○						○							○			
2-1-89	原産地内取内容税関確認後訂正確認	CUC	○																
2-1-90	原産地証明書情報内容照会	IOV	○						○							○			
<海上関連業務>																			
2-2-1	積荷目録情報登録	MFR		●	●														
2-2-2	積荷目録情報登録（マルチコンサイメント）	MFR21		●	●														
2-2-3	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）	CMF01		●	●														
2-2-4	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）	CMF02		●	●														
2-2-5	積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）	CMF03		●	●														
2-2-6	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（マルチコンサイメント）	CMF21		●	●														
2-2-7	積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出業務前）	CMF11		○	○														
2-2-8	積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出業務後）	CMF12		○	○														
2-2-9	積荷目録情報訂正呼出し（次船卸港の追加）	CMF13		○	○														
2-2-10	積荷目録情報追加登録	MFA				○		○	○										
2-2-11	積荷目録提出	DMF		●	●														
2-2-12	到着確認登録	PID		●	●	●													
2-2-13	船卸確認登録（個別）	PKK				○													
2-2-14	船卸確認登録（一括）	PKI				○													
2-2-15	卸コンテナ情報登録（事項登録）	DCL01		○	○	○			○										
2-2-16	卸コンテナ事項呼出し	DCL11		○	○	○			○										
2-2-17	卸コンテナ情報登録（提出）	DCL02		○	○	○			○										
2-2-18	卸コンテナ情報変更	DCX		○	○	○			○										
2-2-19	保税運送申告事項登録	OLA		○	○	○		○	○	○	○			○					
2-2-20	保税運送申告事項登録呼出し	OLA11		○	○	○		○	○	○	○			○					
2-2-21	海上保税運送申告（事項登録あり）	OLC20		○	○	○		○	○	○	○			○					
2-2-22	保税運送申告	OLC		○	○	○		○	○	○	○			○					
2-2-23	保税運送申告呼出し	OLC11		○	○	○		○	○	○	○			○					
2-2-24	保税運送申告（承認）変更	SOT		○	○	○		○	○	○	○			○					
2-2-25	保税運送申告（承認）変更呼出し	SOT11		○	○	○		○	○	○	○			○					
2-2-26	保税運送申告審査終了	SET	○																
2-2-27	CY搬出確認登録	CY0				●													
2-2-28	搬出確認登録（保税運送貨物）	BOA				○		○	○	○	○			○					

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
2-2-29	搬出確認登録（貨物引取り）	BOB				○		○	○	○	○			○					
2-2-30	搬入確認登録（保税運送貨物）	BIA				○		○	○	○	○			○					
2-2-31	ハウスB/L貨物確認登録	CTS				○		○	○	○	○			○					
2-2-32	システム外搬入確認（輸入貨物）	BIB				○		○	○	○				○					
2-2-33	システム外CY搬入確認（コンテナ単位）（事前登録）	CYB01				○													
2-2-34	システム外CY搬入確認（B/L単位）	CYD				○													
2-2-35	システム外CY搬入確認（B/L単位）（事前登録）呼出し	CYD11				○													
2-2-36	システム外CY搬入確認（一括搬入）	CYE				○													
2-2-37	ハウスB/L貨物情報登録（登録、訂正、削除）	NVC01						○	○	○	○								
2-2-38	ハウスB/L貨物情報登録（関連付け）	NVC02						○	○	○	○								
2-2-39	ハウスB/L貨物情報登録呼出し	NVC11						○	○	○	○								
2-2-40	輸入貨物情報訂正	SAI	○			○		○	○	○	○								
2-2-41	輸入貨物情報訂正呼出し	SAI11	○			○		○	○	○	○								
2-2-42	輸入貨物荷渡情報登録	DOR		●	●														
2-2-43	フリータイム情報登録	FTR		○	○	○		○											
2-2-44	簡易貨物情報登録	SCR		○	○	○		○	○	○	○								
2-2-45	簡易貨物情報登録呼出し	SCR11		○	○	○		○	○	○	○								
2-2-46	積荷目録状況照会	IMI	○	○	○	○													
2-2-47	保税運送申告照会	IOL	○	○	○	○		○	○	○	○			○					
2-2-48	輸入貨物搬入予定照会	IBI	○			○		○						○					
2-2-49	ハウスB/L貨物情報照会	INV	○					○	○	○	○								
2-2-50	フリータイム情報照会	IFR	○	○	○	○		○	○	○	○								
2-2-51	出港前報告	AMR		●	●														
2-2-52	出港前報告訂正	CMR		●	●														
2-2-53	出港前報告訂正呼出し	CMR11		○	○														
2-2-54	出港日時報告	ATD	○	●	●														
2-2-55	出港前報告（ハウスB/L）	AHR									●								
2-2-56	出港前報告訂正（ハウスB/L）	CHR									●								
2-2-57	出港前報告訂正（ハウスB/L）呼出し	CHR11									○								
2-2-58	出港前報告船舶情報訂正	CMV		●	●						●								
2-2-59	出港前報告B/L関連付け	BLL		●	●						●								
2-2-60	船積許可申請	DNC		●	●														
2-2-61	船卸許可申請呼出し	DNC11		○	○														
2-2-62	積荷目録情報登録（一括）	MFI		○	○														

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
2-2-63	積荷目録情報登録呼出し	MFR11		○	○														
2-2-64	出港前報告照会	IAR	○	○	○						○								
2-2-65	出港前報告一覧照会	IML	○	○	○						○								
2-2-66	輸入申告事項登録（沖縄特免制度）	OTA							○										
2-2-67	輸入申告事項呼出し（沖縄特免制度）	OTB							○										
2-2-68	輸入申告（沖縄特免制度）	OTC							○										
2-2-69	輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）	OTA01							○										
2-2-70	輸入申告変更事項呼出し（沖縄特免制度）	OTD							○										
2-2-71	輸入申告変更（沖縄特免制度）	OTE							○										
2-2-72	輸入申告照会（沖縄特免制度）	IOT	○						○										
2-2-73	申請者情報照会	IRI	○	○	○						○								
2-2-74	輸入CFS引取予定情報受付時間登録	UCT		○	○	○		○			○								
2-2-75	輸入CFS引取予定情報受付時間登録呼出し	UCT11		○	○	○		○	○	○	○								
2-2-76	輸入CFS引取予定情報通知	RCS01		○	○	○		○	○	○	○								
2-2-77	輸入CFS引取予定情報通知呼出し	RCS11		○	○	○		○	○	○	○								
2-2-78	輸入CFS引取予定確認情報通知	RCT01		○	○	○		○			○								
2-2-79	輸入CFS引取予定確認情報通知呼出し	RCT11		○	○	○		○			○								
2-2-80	積荷目録情報登録省略機能不要設定登録	UAF		○	○														
2-2-81	積荷目録情報登録省略機能不要設定情報照会	UAF01		○	○														
2-2-82	積荷目録情報CY一括訂正	CMC		○	○														
<航空関連業務>																			
2-3-1	AWB予備情報登録	AAW										○							
2-3-3	積荷目録事前報告	ADMO1										○							
2-3-4	AWB情報登録（輸入）呼出し	ACH11										○							
2-3-5	AWB情報登録（輸入）	ACH										○							
2-3-6	AWB情報終了登録	EAW										○							
2-3-7	貨物確認情報登録	PKG	○					○	○			○		○	○				
2-3-8	貨物確認情報終了登録	EPK						○				○							
2-3-9	AWB情報訂正	CAW										○							
2-3-10	貨物確認情報訂正	CPK	○					○	○			○		○	○				
2-3-11	ULD引取情報登録呼出し	UDA						○	○			○			○				
2-3-12	ULD引取情報登録	UDA01						○	○			○			○				
2-3-13	HAWB情報登録（輸入）呼出し	HCH													○				

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
2-3-14	HAWB情報登録(輸入)	HCH01													○				
2-3-15	混載貨物確認情報登録	HPK						○	○			○		○	○				
2-3-16	HAWB情報訂正	CHA													○				
2-3-17	混載貨物確認情報訂正	CHP						○	○			○		○	○				
2-3-18	搬入確認登録(システム対象外保税運送)	OIN						○	○			○		○					
2-3-19	保税運送申告(一括)呼出し	GOL										○							
2-3-20	保税運送申告(一括)	GOL01										○							
2-3-21	保税運送申告(一般)呼出し	OLT				○		○	○	○	○	○		○	○				
2-3-22	保税運送申告(一般)	OLT01				○		○	○	○	○	○		○	○				
2-3-23	保税運送申告審査終了登録	CET01	○																
2-3-24	保税運送申告(承認)変更呼出し	COT				○		○	○	○	○	○		○	○				
2-3-25	保税運送申告(承認)変更	COT01				○		○	○	○	○	○		○	○				
2-3-26	貨物移動情報登録呼出し	KAM						○	○			○		○	○				
2-3-27	貨物移動情報登録	KAM01						○	○			○		○	○				
2-3-28	搬出確認登録(一般)	OUT	○					○	○			○		○	○				
2-3-29	搬出依頼情報登録	RSV						○	○			○	○	○	○	○			
2-3-30	搬入確認登録(システム対象内保税運送)呼出し	BIN						○	○			○		○	○				
2-3-31	搬入確認登録(システム対象内保税運送)	BIN01						○	○			○		○	○				
2-3-32	搬入状況照会(保税運送貨物)	IOW	○					○				○		○					
2-3-33	ロケーション情報登録呼出し	LOA						○											
2-3-34	ロケーション情報登録	LOA01						○											
2-3-35	貨物取扱登録(内容点検)	CHN						○	○			○		○	○				
2-3-36	貨物取扱取消(内容点検)	CHC	○					○				○		○					
2-3-37	貨物取扱登録(改装・仕分)呼出し	CHS	○					○	○			○		○	○				
2-3-38	貨物取扱登録(改装・仕分)	CHS01	○					○	○			○		○	○				
2-3-39	貨物取扱確認登録(改装・仕分)呼出し	CFS						○	○			○		○	○				
2-3-40	貨物取扱確認登録(改装・仕分)	CFS01						○	○			○		○	○				
2-3-41	貨物取扱登録(特殊貨物)	CHT						○											
2-3-42	搬送指示情報登録	PUO						○											
2-3-43	貨物取扱手数料変更情報登録	HCC						○											
2-3-44	輸入貨物情報変更登録呼出し	CAI	○					○				○		○					
2-3-45	輸入貨物情報変更登録	CAI01	○					○				○		○					
2-3-46	輸入便情報照会(AWB)	IMF11	○					○				○							

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
2-3-47	輸入便情報照会 (HAW B)	IMF12	○					○							○				
2-3-48	輸入貨物情報照会	IAW	○					○	○			○	○	○	○	○			
2-3-49	保税運送情報照会	ITF	○					○	○			○		○	○				
2-3-50	蔵置料照会	ITS	○					○	○			○		○	○				
2-3-51	保税蔵置場在庫状況照会 (輸入)	IWI	○					○				○		○					
2-3-52	機用品関連情報登録呼出し	CRS												○					
2-3-53	機用品関連情報登録	CRS01												○					
2-3-54	機用品在庫管理情報登録 (蔵入承認単位) 呼出し	CIA												○					
2-3-55	機用品在庫管理情報登録 (蔵入承認単位)	CIA01												○					
2-3-56	機用品在庫管理情報登録 (品名単位)	CIB												○					
2-3-57	機用品搬出確認登録	COA												○					
2-3-58	機用品戻し入れ情報登録	CRE												○					
2-3-59	機用品在庫管理日計情報出力	CDR												○					
2-3-60	機用品在庫管理情報照会	ICR	○											○					
2-3-61	輸入マニフェスト通関申告	MIC							○										
2-3-62	輸入マニフェスト通関申告呼出し	MID							○										
2-3-63	輸入マニフェスト通関申告変更	MIE							○										
2-3-64	機用品蔵入承認申請事項登録	CTA							○										
2-3-65	機用品蔵入承認申請事項呼出し	CTB							○										
2-3-66	機用品蔵入承認申請	CTC							○										
2-3-67	機用品蔵入承認申請変更事項登録	CTA01							○										
2-3-68	機用品蔵入承認申請変更事項呼出し	CTD							○										
2-3-69	機用品蔵入承認申請変更	CTE							○										
2-3-70	機用品蔵入承認申請審査終了	CTX	○																
2-3-71	機用品蔵入承認申請照会	ICT	○						○										
2-3-72	蔵置料金請求先登録呼出し	CUR						○	○			○	○	○	○	○			
2-3-73	蔵置料金請求先登録	CUR01						○	○			○	○	○	○	○			
2-3-75	積荷目録事前報告 (ハウス)	HDM01										○							
2-3-76	積荷目録事前報告訂正呼出し	CAM										○							
2-3-77	積荷目録事前報告訂正	CAM01										○							
2-3-78	積荷目録事前報告訂正 (ハウス) 呼出し	CAH										○							
2-3-79	積荷目録事前報告訂正 (ハウス)	CAH01										○							

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
2-3-80	積荷目録事前報告情報照会	IAA	○					○	○			○	○	○	○	○			
2-3-81	輸入便事前情報照会 (AWB)	IAF11	○									○							
2-3-82	輸入便事前情報照会 (ハウス)	IAF12	○									○							
【輸出関連業務】																			
<海空共通関連業務>																			
3-1-1	輸出申告事項登録	EDA							○				○						
3-1-2	輸出申告事項呼出し	EDB							○				○						
3-1-3	輸出申告	EDC							○										
3-1-4	輸出申告変更事項登録	EDA01							○										
3-1-5	輸出申告変更事項呼出し	EDD							○										
3-1-6	輸出申告変更	EDE							○										
3-1-7	輸出申告変更 (官署変更)	EDY							○										
3-1-8	輸出許可内容変更申請事項登録	EAA							○			○			○				
3-1-9	輸出許可内容変更申請事項呼出し	EAB							○			○			○				
3-1-10	輸出許可内容変更申請	EAC							○			○			○				
3-1-11	輸出申告審査終了	CEE	○																
3-1-12	許可・承認等情報登録 (輸出通関)	PAE	○																
3-1-13	輸出申告等照会	IEX	○						○			○	○		○	○			
3-1-14	輸出申告等一覧照会	IES	○						○			○							
3-1-15	別送品輸出申告事項登録	UEA							○			○							
3-1-16	別送品輸出申告事項呼出し	UEB							○			○							
3-1-17	別送品輸出申告	UEC							○										
3-1-18	別送品輸出申告変更事項登録	UEA01							○										
3-1-19	別送品輸出申告変更事項呼出し	UED							○										
3-1-20	別送品輸出申告変更	UEE							○										
3-1-21	別送品輸出申告変更 (官署変更)	UEY							○										
3-1-22	別送品輸出許可内容変更申請事項登録	UAA							○			○			○				
3-1-23	別送品輸出許可内容変更申請事項呼出し	UAB							○			○			○				
3-1-24	別送品輸出許可内容変更申請	UAC							○			○			○				
3-1-25	別送品輸出申告審査終了	UCE	○																
3-1-26	別送品輸出申告照会	IEU	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-1-27	別送品輸出申告一覧照会	IUE	○						○			○							
3-1-28	輸出自動車情報登録	MOA							○										
3-1-29	輸出自動車情報呼出し	MOB							○										
3-1-30	輸出自動車情報取止	MDL							○										
3-1-31	輸出自動車情報照会	IMO	○						○										

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
3-1-32	輸出申告搬入後処理	CEW							○										
3-1-33	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録	EEA							○										
3-1-34	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項呼出し	EEB							○										
3-1-35	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請	EEC							○										
3-1-36	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録	EEA01							○										
3-1-37	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項呼出し	EED							○										
3-1-38	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更	EEE							○										
3-1-39	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請審査終了	CEC	○																
<海上関連業務>																			
3-2-1	ブッキング情報登録	BKR		●	●														
3-2-2	ブッキング情報変更	BKC		●	●	●													
3-2-3	ブッキング情報変更呼出し	BKC11		○	○	○													
3-2-4	ブッキング・コンテナ番号変更	BCC		○	○	○													
3-2-5	ブッキング・コンテナ番号変更呼出し	BCC11		○	○	○													
3-2-6	ブッキング情報照会	IBK		○	○	○		○	○										
3-2-7	ブッキング一覧照会	IBL		○	○	○													
3-2-8	空コンテナピックアップ登録	PUR		○						○									
3-2-9	空コンテナピックアップ登録呼出し	PUR11		○						○									
3-2-10	空コンテナピックアップ変更	PUH		○						○									
3-2-11	空コンテナピックアップ変更呼出し	PUH11		○						○									
3-2-12	空コンテナピックアップ回答	PUA		○	○	○													
3-2-13	空コンテナピックアップ回答呼出し	PUA11		○	○	○													
3-2-14	空コンテナピックアップ一覧作成	PUL		○	○	○	○												
3-2-15	ピックアップオーダー照会	IPU		○	○	○	○		○										
3-2-16	ピックアップ本数差異一覧照会	IPD		○	○	○													
3-2-17	回答前ピックアップオーダー一覧照会	IPL		○	○	○													

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
3-2-18	空コンテナ引渡情報登録	PCD				○	○												
3-2-19	船積指図書(S/I)情報登録	SIR							○	○						○			
3-2-20	船積指図書(S/I)情報登録呼出し	SIR11							○	○						○			
3-2-21	輸出貨物情報登録	ECR							○	○									
3-2-22	輸出貨物情報登録呼出し	ECR11							○	○									
3-2-23	搬入確認登録(輸出未通関)	BIC				○		○	○	○	○								
3-2-24	搬入確認登録(輸出許可済)	BID				○		○	○	○	○								
3-2-25	システム外搬入確認(輸出許可済)	BIE				○		○											
3-2-26	輸出貨物情報訂正	BIF				○		○	○	○	○								
3-2-27	輸出貨物情報訂正呼出し	BIF11				○		○	○	○	○								
3-2-28	CY搬入情報登録	CYH		○	○	○		○	○	○									
3-2-29	CY搬入情報登録呼出し	CYH11		○	○	○		○	○	○									
3-2-30	バンニング情報予定登録(コンテナ単位)	VAP						○	○	○	○					○			
3-2-31	バンニング情報予定登録(コンテナ単位)呼出し	VAP11						○	○	○	○					○			
3-2-32	バンニング情報予定登録(輸出管理番号単位)	VPE						○	○	○	○					○			
3-2-33	バンニング情報予定登録(輸出管理番号単位)呼出し	VPE11						○	○	○	○					○			
3-2-34	バンニング情報登録(コンテナ単位)	VAN						○	○	○	○					○			
3-2-35	バンニング情報登録(コンテナ・ブッキング単位)呼出し	VAN11						○	○	○	○					○			
3-2-36	バンニング情報登録(輸出管理番号単位)	VAE						○	○	○	○					○			
3-2-37	バンニング情報登録(輸出管理番号単位)呼出し	VAE11						○	○	○	○					○			
3-2-38	バンニング・CY搬入情報登録	VAH						○	○	○									
3-2-39	バンニング・CY搬入情報登録呼出し	VAH11						○	○	○									
3-2-40	バンニング情報取消し	VAC						○	○	○	○					○			
3-2-41	バンニング情報訂正	VAD						○	○	○	○					○			
3-2-42	バンニング情報訂正呼出し	VAD11						○	○	○	○					○			
3-2-43	バンニング情報追加	VAA						○	○	○	○					○			
3-2-44	バンニング情報追加呼出し	VAA11						○	○	○	○					○			
3-2-45	搬出確認登録(輸出許可済)	BOC				○		○	○	○	○								
3-2-46	CY搬入確認登録	CYA				●													
3-2-47	CY搬入情報訂正	CYC				●													
3-2-48	CY搬入情報訂正呼出し	CYC11				○													
3-2-49	船積情報登録	CLR		○	○	○			○	○									

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
3-2-50	船積情報登録呼出し	CLR11		○	○	○			○	○									
3-2-51	船積情報変更	CLD		○	○	○			○	○									
3-2-52	ACL情報登録(コンテナ船用)	ACL01						○	○	○	○								
3-2-53	ACL情報登録(在来船・自動車船用)	ACL02						○	○	○	○								
3-2-54	ACL情報登録呼出し	ACL11						○	○	○	○								
3-2-55	ACL情報登録(ハウス単位)呼出し	ACL12								○	○								
3-2-56	船積確認登録	CCL		●	●	●			○	○									
3-2-57	積戻貨物情報登録	RCR							○	○									
3-2-58	船積明細通知	LDR		○	○						○								
3-2-59	船積指図書(S/I)情報照会	ISI							○	○						○			
3-2-60	輸出貨物搬入予定照会	IEC	○			○		○											
3-2-61	船積コンテナ情報照会	ICI	○	○	○	○		○	○	○	○					○			
3-2-62	ACL情報照会	IAL	○	○	○	○		○	○	○	○					○			
3-2-63	ACL情報登録状況照会	IAC		○	○						○								
3-2-64	貨物情報切替登録呼出し	CHG11				○		○	○	○	○								
3-2-65	貨物情報切替登録	CHG				○		○	○	○	○								
3-2-66	貨物情報切替確認登録	CHH				○		○											
3-2-67	貨物情報切替確認登録呼出し	CHH11				○		○											
3-2-68	船腹予約登録	BRR			○				○	○	○					○			
3-2-69	船腹予約登録呼出し	BRR11			○				○	○	○					○			
3-2-70	船腹予約回答	BRA		●	●														
3-2-71	危険物明細書情報登録	DDR						○	○	○						○			
3-2-72	危険物明細書情報登録呼出し	DDR11						○	○	○						○			
3-2-73	危険物明細情報登録(危険物・有害物事前連絡表)	DDR01						○	○	○						○			
3-2-74	危険物積荷一覧情報出力	DLR		○	○	○					○								
3-2-75	危険物積荷一覧情報呼出し	DLR11		○	○	○					○								
3-2-76	危険物明細受付締切日登録	DCR		○	○	○													
3-2-77	危険物明細受付締切日呼出し・照会	DCR11		○	○	○		○	○	○						○			
3-2-78	危険物明細情報確認	DDC		○	○	○													
3-2-79	危険物明細情報確認呼出し	DDC11		○	○	○													
3-2-80	危険物明細情報照会	IDR		○	○	○		○	○	○						○			
<航空関連業務>																			
3-3-1	S/I情報登録	EIR														○			
3-3-2	輸出貨物情報登録呼出し	CDB							○			○	○		○				
3-3-3	輸出貨物情報登録	CDB01							○			○	○		○				
3-3-4	輸出貨物情報訂正呼出し・削除	CDD							○			○	○		○				
3-3-5	輸出貨物情報訂正	CDD01							○			○	○		○				
3-3-6	一括搬入確認登録呼出し	BIL						○	○			○	○	○	○				

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
3-3-7	一括搬入確認登録	BIL01						○	○			○	○	○	○				
3-3-8	個別搬入確認登録呼出し	BII						○	○			○	○	○	○				
3-3-9	個別搬入確認登録	BII01						○	○			○	○	○	○				
3-3-10	搬入情報訂正呼出し	AIB	○					○	○			○	○	○	○				
3-3-11	搬入情報訂正	AIB01	○					○	○			○	○	○	○				
3-3-12	混載仕立情報登録呼出し	HDF													○				
3-3-13	混載仕立情報登録	HDF01													○				
3-3-14	MAWB仕向地情報登録 (混載仕立情報関連)呼出し	DID													○				
3-3-15	MAWB仕向地情報登録 (混載仕立情報関連)	DID01													○				
3-3-16	混載仕立終了情報登録	HDE													○				
3-3-17	AWB情報登録(輸出)呼出し	ABS										○	○		○				
3-3-18	AWB情報登録(輸出)	ABS01										○	○		○				
3-3-19	AWB情報取消(輸出)	ABC										○	○		○				
3-3-20	AWB受渡書作成呼出し	ADP							○				○						
3-3-21	AWB受渡書作成	ADP01							○				○						
3-3-22	AWB受渡書取消呼出し	ADC							○				○						
3-3-23	AWB受渡書取消	ADC01							○				○						
3-3-24	搬出確認登録(AWB・HAWB単位)呼出し	EXA						○	○			○	○	○	○				
3-3-25	搬出確認登録(AWB・HAWB単位)	EXA01						○	○			○	○	○	○				
3-3-26	搬出確認登録(MAWB単位)呼出し	EXM						○	○			○	○	○	○				
3-3-27	搬出確認登録(MAWB単位)	EXM01						○	○			○	○	○	○				
3-3-28	搬出確認登録(ULD単位)	EXU						○	○			○	○						
3-3-29	搬出確認取消呼出し	EXC						○	○			○	○	○	○				
3-3-30	搬出確認取消	EXC01						○	○			○	○	○	○				
3-3-31	搬出確認登録(輸入保税蔵置場)輸入情報呼出し	EXR						○				○							
3-3-32	搬出確認登録(輸入保税蔵置場)輸入情報登録・輸出情報呼出し	EXR01						○				○							
3-3-33	搬出確認登録(輸入保税蔵置場)輸出情報登録	EXR02						○				○							
3-3-34	積付結果登録(AWB・HAWB単位)	ULA						○	○			○	○		○				
3-3-35	積付結果登録(MAWB単位)呼出し	ULM						○	○			○			○				
3-3-36	積付結果登録(MAWB単位)	ULM01						○	○			○			○				
3-3-37	積付結果訂正(ULD単位)呼出し	ULU						○	○			○	○		○				

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
3-3-38	積付結果訂正 (ULD単位)	ULU01						○	○			○	○		○				
3-3-39	積付結果取消呼出し	ULC						○	○			○	○		○				
3-3-40	積付結果取消	ULC01						○	○			○	○		○				
3-3-41	フライトスケジュール登録	FSA										○							
3-3-42	フライトスケジュール変更登録呼出し	FSB										○							
3-3-43	フライトスケジュール変更登録	FSB01										○							
3-3-44	搭載便割当情報登録呼出し	FLI										○							
3-3-45	搭載便割当情報登録	FLI01										○							
3-3-46	搭載便割当情報訂正呼出し	FLF										○							
3-3-47	搭載便割当情報訂正	FLF01										○							
3-3-48	搭載便未指定貨物リスト出力	FLX										○							
3-3-49	マニフェスト情報登録呼出し	MFH										○							
3-3-50	マニフェスト情報登録	MFH01										○							
3-3-51	マニフェスト情報変更呼出し	MFC										○							
3-3-52	マニフェスト情報変更	MFC01										○							
3-3-53	マニフェスト出力	MFP										○							
3-3-54	搭載完了登録 (便単位) 呼出し	CLA										○							
3-3-55	搭載完了登録 (便単位)	CLA01										○							
3-3-56	搭載完了登録 (AWB単位) 呼出し	CLB										○							
3-3-57	搭載完了登録 (AWB単位)	CLB01										○							
3-3-58	搭載完了終了登録	CLE										○							
3-3-59	搭載完了強制終了登録呼出し	CLF										○							
3-3-60	搭載完了強制終了登録	CLF01										○							
3-3-61	混載貨物搭載完了登録呼出し	CLH										○							
3-3-62	混載貨物搭載完了登録	CLH01										○							
3-3-63	輸出貨物取扱登録 (内容点検) 呼出し	AHN	○					○	○			○			○				
3-3-64	輸出貨物取扱登録 (内容点検)	AHN01	○					○	○			○			○				
3-3-65	輸出貨物取扱登録 (仕分け) 呼出し	AHS						○	○			○			○				
3-3-66	輸出貨物取扱登録 (仕分け)	AHS01						○	○			○			○				
3-3-67	輸出貨物取扱登録 (仕合せ) 呼出し	AHT						○	○			○			○				
3-3-68	輸出貨物取扱登録 (仕合せ)	AHT01						○	○			○			○				
3-3-69	輸出貨物取扱取消	AHC	○					○				○							

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
3-3-70	輸出貨物情報仕分け登録呼出し	AHU						○	○										
3-3-71	輸出貨物情報仕分け登録	AHU01						○	○										
3-3-72	輸出貨物情報仕合せ登録	AHV						○	○										
3-3-73	輸出貨物取扱確認登録呼出し	CCH						○	○			○	○		○				
3-3-74	輸出貨物取扱確認登録	CCH01						○	○			○	○		○				
3-3-75	輸出貨物取扱状況登録呼出し	HAC						○											
3-3-76	輸出貨物取扱状況登録	HAC01						○											
3-3-77	航空会社向貨物引渡し登録 (航空会社単位) 呼出し	RVA						○											
3-3-78	航空会社向貨物引渡し登録 (航空会社単位)	RVA01						○											
3-3-79	航空会社向貨物引渡し登録 (AWB・HAWB単位) 呼出し	RVB						○											
3-3-80	航空会社向貨物引渡し登録 (AWB・HAWB単位)	RVB01						○											
3-3-81	航空会社向貨物引渡し登録 (MAWB単位) 呼出し	RVM						○											
3-3-82	航空会社向貨物引渡し登録 (MAWB単位)	RVM01						○											
3-3-83	共同蔵置場向貨物引渡し登録呼出し	RVX										○							
3-3-84	共同蔵置場向貨物引渡し登録 (AWB・HAWB単位)	RVX01										○							
3-3-85	共同蔵置場向貨物引渡し登録 (MAWB単位)	RVX02										○							
3-3-86	輸出貨物情報照会	IGS	○					○	○			○	○		○	○			
3-3-87	輸出便情報照会	IFT	○									○							
3-3-88	フライトスケジュール照会	FSI										○							
3-3-89	ULD積付状況照会	IUS	○					○	○			○	○		○				
3-3-90	保税蔵置場在庫状況照会 (輸出)	IWH	○					○				○							
3-3-91	混載貨物仕立状況照会	IMA	○					○				○	○		○				
3-3-92	混載貨物状況照会	IIC													○				
3-3-93	輸出マニフェスト通関申告	MEC							○										
3-3-94	輸出マニフェスト通関申告呼出し	MED							○			○			○				
3-3-95	輸出マニフェスト通関申告変更	MEE							○										
3-3-96	輸出マニフェスト通関申告変更 (官署変更)	MEY							○										
3-3-97	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請	MAF							○			○			○				
3-3-98	輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)呼出し	EAM							○			○			○				

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
3-3-99	輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）	EAM01							○			○			○				
【輸出入共通関連業務】																			
<海空共通関連業務>																			
4-1-1	利用者情報登録	URY		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-2	会話型宛先管理登録	UOK		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-3	会話型宛先管理照会	UOK01		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-4	会話型宛先管理登録呼出し	UOK11		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-5	メール型宛先管理登録	UOM		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-6	メール型宛先管理照会	UOM01		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-7	メール型宛先管理登録呼出し	UOM11		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-8	E X C型宛先管理登録	UOC		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-9	E X C型宛先管理照会	UOC01		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-10	E X C型宛先管理登録呼出し	UOC11		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-11	輸出入許可通知情報等二重出力用基本情報登録	U0J							○										
4-1-12	輸出入許可通知情報等二重出力用基本情報登録呼出し	U0J11							○										
4-1-13	輸出入許可通知情報等二重出力用宛先管理登録	UON							○										
4-1-14	輸出入許可通知情報等二重出力用宛先管理照会	UON01							○										
4-1-15	輸出入許可通知情報等二重出力用宛先管理登録呼出し	UON11							○										
4-1-16	同報電文出力先登録	UOD		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-17	同報電文出力先登録呼出し	UOD11		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-18	管理資料情報配信要否登録	UKS		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-19	管理資料情報配信要否登録呼出し	UKS11		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-20	口座複数利用可能者登録	UKZ		○	○				○							○			
4-1-21	口座複数利用可能者登録（強制入力）	UKZ12		○	○				○							○			
4-1-22	口座複数利用可能者登録呼出し	UKZ11		○	○				○							○			
4-1-23	許可後訂正可能者登録	UKT							○										
4-1-24	許可後訂正可能者登録（強制入力）	UKT12							○										
4-1-25	許可後訂正可能者登録呼出し	UKT11							○										
4-1-26	照会資格者登録	USS		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-27	照会資格者登録（強制入力）	USS12		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-28	照会資格者登録呼出し	USS11		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-29	納付書等出力先登録	UNF							○							○			
4-1-30	納付書等出力先登録呼出し	UNF11							○							○			
4-1-31	通関士証票番号登録	UTB							○										

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
4-1-32	通関士証票番号照会	UTB01							○										
4-1-33	船会社別ブッキング情報先行登録用積出港登録	UFB		○	○														
4-1-34	船会社別ブッキング情報先行登録用積出港登録呼出し	UFB11		○	○														
4-1-35	リアルタイム口座帳票要否登録	URK		○	○				○										
4-1-36	リアルタイム口座帳票要否呼出し	URK11		○	○				○										
4-1-37	時間外執務要請届	OSA		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	
4-1-38	時間外執務要請延長届呼出し	OSE11		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	
4-1-39	時間外執務要請延長届	OSE		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	
4-1-40	時間外執務要請届内容照会	IOS	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	
4-1-41	インボイス・パッキングリスト情報呼出し	IVA01							○							○			
4-1-42	インボイス・パッキングリスト情報登録	IVA							○							○			
4-1-43	インボイス・パッキングリスト仕分情報呼出し	IVB01							○										
4-1-44	インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録	IVB02							○				○						
4-1-45	インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録	IVB03							○				○						
4-1-46	インボイス・パッキングリスト仕分情報登録	IVB							○				○						
4-1-47	インボイス・パッキングリスト情報照会	IIV	○						○				○			○			
4-1-48	情報伝達	MSA	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-49	添付ファイル登録	MSB		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-50	汎用申請	HYS		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-51	汎用申請変更	HYE		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-52	汎用申請審査終了	CHY	○																
4-1-53	汎用申請照会	IHY	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-54	汎用申請手数料等納付申請	RPC		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-55	汎用申請手数料等納付申請呼出し	RPD		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-56	汎用申請手数料等納付申請変更	RPE		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-57	汎用申請手数料等納付申請照会	RPS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-58	汎用申請手数料納付番号通知	HIG	○																
4-1-59	汎用申請手数料納付番号通知変更	HII	○																
4-1-60	手数料情報登録	RP1	○																
4-1-61	手数料領収確認	RP2	○																
4-1-62	手数料強制消込	RPF	○																
4-1-63	手数料納付状況照会	IRP	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
4-1-64	事前教示照会結果通知	CHZ	○																
4-1-65	利用資格移管	RSI							○	○			○						
4-1-66	審査区分変更・検査（運送）指定	CKO	○																
4-1-67	申告添付登録	MSX							○			○	○		○				
4-1-68	申告添付訂正呼出	MSY							○			○	○		○				
4-1-69	申告添付訂正	MSY01							○			○	○		○				
4-1-70	申告添付一覧照会	IMS							○			○	○		○				
4-1-71	指定地外貨物検査許可申請	AEC							○			○				○			
4-1-72	指定地外貨物検査許可申請呼出し	AEB							○			○				○			
4-1-73	指定地外貨物検査許可申請審査終了	ACE	○																
4-1-74	輸出入者情報照会	IIE	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-75	法人番号情報照会	IIE01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-76	為替レート照会	IER	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-77	再出力	ROT	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-78	指定地外／船陸／船舶間交通許可申請	APA	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-79	指定地外／船陸／船舶間交通許可申請呼出し	APB	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-80	指定地外／船陸／船舶間交通許可申請審査終了	APZ	○																
4-1-81	指定地外／船陸／船舶間交通許可申請照会	IAP	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-82	保税管理資料再出力依頼情報登録・変更	DLH01				○		○				○		○					
4-1-83	端末開通確認	TCC	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-84	Eメールアドレス登録	EML		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-85	Eメールアドレス呼出し	EML11		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-86	検査立会者登録	ATI							○										
4-1-87	通関士審査結果登録	CCA							○										
4-1-88	通関士審査内容呼出し	CCB							○										
4-1-89	通関関係連省庁添付登録（検査所（食品））	MSF01		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-90	通関関係連省庁添付登録（動物検査所、植物防疫所）	MSF02		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1-91	申告可能者登録	UKY							○										
4-1-92	申告可能者登録呼出し	UKY11							○										
4-1-93	申告可能者登録（強制入力）	UKY12							○										
4-1-94	一括納付書等（包括延長）集約先登録	UIK							○										
4-1-95	一括納付書等（包括延長）集約先登録呼出し	UIK11	○						○										
4-1-96	一括納付書等（特例納付）配信日登録	UTK							○										

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
4-1-97	一括納付書等（特例納付） 配信日登録呼び出し	UTK11	○						○										
<海上関連業務>																			
4-2-1	搬出入業務代行者登録	UHN						○											
4-2-2	搬出入業務代行者登録呼出し	UHN11						○											
4-2-3	港別船会社登録	UMF		○															
4-2-4	港別船会社登録呼出し	UMF11		○															
4-2-5	貨物取扱登録（内容点検）	SHN				○		○	○	○	○			○					
4-2-6	貨物取扱登録（改装・仕分け）	SHS				○		○	○	○	○			○					
4-2-7	貨物取扱登録（仕合せ）	CHU				○		○	○	○	○								
4-2-8	貨物取扱許可申請	CHD				○		○	○	○	○			○					
4-2-9	貨物取扱取消	SHC	○			○		○	○	○	○			○					
4-2-10	貨物取扱許可申請審査終了	CHE	○																
4-2-11	貨物取扱結果通知	CHI				○		○						○					
4-2-12	貨物情報仕分け	CHJ				○		○	○	○	○			○					
4-2-13	見本持出許可申請	MHA				○		○	○	○	○			○					
4-2-14	見本持出取消	MHC	○			○		○	○	○	○			○					
4-2-15	見本持出許可申請審査終了	MHE	○																
4-2-16	見本持出確認登録	MHO				○		○						○					
4-2-17	他所蔵置許可申請	TYC				○		○	○	○	○			○					
4-2-18	他所蔵置許可（期間延長） 申請呼出し	TYC11	○			○		○	○	○	○			○					
4-2-19	他所蔵置許可期間延長申請	TYE				○		○	○	○	○			○					
4-2-20	他所蔵置許可（期間延長） 申請審査終了	CEY	○																
4-2-21	システム外搬入確認取消	BIX				○		○						○					
4-2-22	システム外搬入確認取消呼出し	BIX11				○		○						○					
4-2-23	貨物状況登録	CCX				○		○											
4-2-24	保税運送承認等確認登録	PAM				○		○											
4-2-25	許可・承認等情報登録（保税）	PSH	○																
4-2-26	事故貨物確認登録	DMC	○																
4-2-27	訂正保留解除	CAR	○																
4-2-28	輸入コンテナ引取予定情報 通知（ID通知）	RSS01		○	○	○		○	○	○	○								
4-2-29	輸入コンテナ引取予定情報 通知（ID通知）呼出し	RSS11		○	○	○		○	○	○	○								
4-2-30	輸入コンテナ引取予定情報 選択（ID通知）呼出し	RSS12		○	○	○		○	○	○	○								
4-2-31	輸入コンテナ引取予定確認 情報通知（ID確認）	RST01		○	○	○		○			○								
4-2-32	輸入コンテナ引取予定確認 情報通知（ID確認）呼出し	RST11		○	○	○		○			○								

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブル	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
4-2-33	貨物情報照会	ICG	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○			
4-2-34	コンテナ情報照会	ICN	○	○	○	○		○	○	○	○					○			
4-2-35	貨物在庫状況照会	IWS	○			○		○						○					
4-2-36	時間外貨物積卸届	OVS		○	○	○		○	○	○	○								
4-2-37	本船・ふ中扱い承認申請呼出し	HFB							○										
4-2-38	本船・ふ中扱い承認申請	HFC							○										
4-2-39	本船・ふ中扱い承認申請変更	HFE							○										
4-2-40	本船・ふ中扱い承認申請事項登録	HFA							○										
4-2-41	本船・ふ中扱い承認申請(事項登録あり)	HFC20							○										
4-2-42	本船・ふ中扱い承認申請変更事項登録	HFA01							○										
4-2-43	本船・ふ中扱い承認申請変更(事項登録あり)	HFE20							○										
4-2-44	本船・ふ中扱い承認申請事項呼出し	HFD							○										
4-2-45	本船・ふ中扱い承認申請審査終了	HFX	○																
4-2-46	本船・ふ中扱い承認申請照会	IHF	○						○										
<航空関連業務>																			
4-3-1	保税地域関連情報登録	UBA							○										
4-3-2	保税地域関連情報登録呼出し	UBA11							○										
4-3-3	保税蔵置場別クレジット扱業者登録	UBC							○										
4-3-4	保税蔵置場別クレジット扱業者登録呼出し	UBC11							○										
4-3-5	機用品受託航空会社登録	UCJ												○					
4-3-6	機用品受託航空会社登録呼出し	UCJ11												○					
4-3-7	蔵置場所別在庫データ出力要否設定	UIA							○										
4-3-8	蔵置場所別在庫データ出力要否設定呼出し	UIA11							○										
4-3-9	貨物取扱許可申請	AHD							○	○		○		○	○			○	
4-3-10	貨物取扱許可申請取消	AHH	○						○	○		○		○	○			○	
4-3-11	貨物取扱許可申請審査終了	AHE	○																
4-3-12	貨物取扱結果通知(貨物取扱許可申請)	AHI							○			○		○					
4-3-13	見本持出許可申請	MMA							○	○		○		○	○			○	
4-3-14	見本持出許可申請取消	MMC	○						○	○		○		○	○			○	
4-3-15	見本持出許可申請審査終了	MME	○																
4-3-16	見本持出確認登録	MMO							○			○		○					
4-3-17	他所蔵置許可申請	TZC							○	○		○	○	○	○				

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
4-3-18	他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し	TZC11	○					○	○			○	○	○	○				
4-3-19	他所蔵置許可期間延長申請	TZE						○	○			○	○	○	○				
4-3-20	他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了	CEZ	○																
4-3-21	航空時間外貨物積卸届	OVT										○							
【入出港・とん税関連業務（Web 業務）】																			
<海上関連業務>																			
W1-1-1	共通機能	WCM		○	○														
W1-1-2	船舶基本情報等事前登録	WBX		○	○														
W1-1-3	入港前統一申請	WPT		○	○														
W1-1-4	入港届等	WIT		○	○														
W1-1-5	移動届等	WMR		○	○														
W1-1-6	出港届等	WOT		○	○														
W1-1-7	入港料減免・還付申請	WER		○	○														
W1-1-8	船舶運航動静通知	WMT		○	○														
W1-1-9	海側施設使用許可申請	WST		○	○														
W1-1-10	陸側施設使用許可申請	WLT		○	○														
W1-1-11	ファイル申請	WFT		○	○														
W1-1-12	船舶コード照会	WVK		○	○														
W1-1-13	船舶管理情報照会	WVC		○	○														
W1-1-14	不開港出入許可申請照会	WPP		○	○														
W1-1-15	入出港日別一覧照会	WVD		○	○														
W1-1-16	船舶資格変更届照会	WKP		○	○														
W1-1-17	とん税等納付申告	WPC		○	○														
W1-1-18	不開港出入許可申請	WCP		○	○														
W1-1-19	船舶資格変更届	WKC		○	○														
W1-1-20	船舶資格変更届呼出し	WKS		○	○														
W1-1-21	書類状態確認	WVS		○	○														
W1-1-22	帳票確認	WNC		○	○														○
W1-1-23	宛先設定	WAS		○	○														
W1-1-24	一時保存情報呼出し	WSC		○	○														
W1-1-25	CSV アップロード	WUD		○	○														
【輸出入共通関連業務（Web 業務）】																			
<海空共通関連業務>																			
W2-1-1	利用者情報登録	URYOW	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
W2-1-2	輸出入者情報照会	IIEOW	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
W2-1-3	輸入申告等照会	IIDOW	○						○							○			
W2-1-4	輸出申告等照会	IEXOW	○						○			○	○		○	○			
W2-1-5	輸入申告等一覧照会	IDIOW	○						○										
W2-1-6	輸出申告等一覧照会	IESOW	○						○			○							
W2-1-7	包括保険仮事項登録	HHAOW																	○
W2-1-8	包括保険仮事項登録呼出し	HHBOW																	○

項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社
W2-1-9	包括保険仮登録	HHCOW																	○
W2-1-10	包括保険照会	IINOW	○						○	○						○			○
W2-1-11	汎用申請	HYSOW		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
W2-1-12	汎用申請変更	HYEOW		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
W2-1-13	汎用申請照会	IHYOW		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
W2-1-14	汎用申請手数料等納付申請	RPCOW		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
W2-1-15	汎用申請手数料等納付申請 呼出し	RPDOW		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
W2-1-16	汎用申請手数料等納付申請 変更	RPEOW		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
W2-1-17	汎用申請手数料等納付申請 照会	RPSOW		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
W2-1-18	MPN状況照会	IMPOW		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
W2-1-19	納付書再出力	RNFOW		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<海上関連業務>																			
W2-2-1	貨物情報照会	ICGOW	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○			
W2-2-2	コンテナ情報照会	ICNOW	○	○	○	○		○	○	○	○			○		○			
W2-2-3	積荷目録状況照会	IMIOW	○	○	○	○													
<航空関連業務>																			
W2-3-1	輸入貨物情報照会	IAWOW	○					○	○			○	○	○	○	○			
W2-3-2	輸出貨物情報照会	IGSOW	○					○	○			○	○		○	○			
W2-3-3	混載貨物仕立状況照会	IMAOW	○					○				○	○		○				

●は、EDI FACT標準及びNACCS EDI標準の両方に対応していることを示す。
○は、NACCS EDI標準のみに対応していることを示す。

(備考) 汎用申請業務一覧

申請手続種別	汎用申請手続名称
G01	違約品等廃棄関税払戻申請
G02	国産困難航空機素材等の確認申請（定規6-13）
G03	国産困難航空機素材等の確認申請（暫規1の4）
G04	輸入期間延長承認申請（加工組立減税）
G05	再輸入期間延長承認申請（加工又は修繕貨物）
G06	再輸出期間延長承認申請（再輸出免税貨物）
G07	再輸出期間延長承認申請（輸入時と同一状態で再輸出される貨物）
G08	違約品等保税地域搬入期間延長承認申請
G09	外国貨物古包装材料引取免税申出
G10	外国貨物古包装材料引取免税申出（包括）
G11	輸入原料品等関税額証明申出
G12	加工修繕輸出貨物確認申請
G13	加工組立輸出貨物確認申請
G14	再輸出減税貨物輸出届出
G15	再輸出免税貨物輸出届出
G16	再輸出貨物に係る輸入確認申請
G17	再輸出貨物に係る輸入確認申請（納期限延長貨物）
G19	滅却（廃棄）承認申請（違約品等）
G20	滅却（廃棄）承認申請（違約品等（納期限の延長））
G21	滅却（廃棄）承認申請（違約品等（特例申告貨物））
G22	疑義貨物点検申請（輸入）
G23	特例輸入者の承認内容変更届出
G24	免税物品使用場所変更届（特定用途免税貨物）
G25	学校等給食用のミルク及びクリームに係る業務の報告
G26	配合飼料用ミルク、クリーム、ホエイ、調整ホエイに係る業務報告
G27	でん粉糖等の製造に係る業務の報告
G28	農林漁業用重油及び粗油に係る業務の報告
G29	滅却（廃棄）承認申請書（再輸出免税貨物）
G30	滅却（廃棄）承認申請書（軽減税率適用貨物）

G31	減却（廃棄）承認申請書（再輸出減税貨物）
G32	特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届（特定用途免税貨物）
G33	特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届（再輸出免税貨物）
G34	用途外使用に該当しない用途の使用届
G35	農林漁業用無税重油等振替申請
G36	関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届（特例輸入者）
G37	電子帳簿保存等に係る過少申告加算税の特例適用届（特例輸入者）
G38	電子帳簿保存等に係る過少申告加算税の特例取止届（特例輸入者）
G39	電子帳簿保存等に係る過少申告加算税の特例変更届（特例輸入者）
G40	関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届（特定輸出者）
G41	電子帳簿保存等に係る過少申告加算税の特例適用届（輸入者）
G42	電子帳簿保存等に係る過少申告加算税の特例取止届（輸入者）
G43	電子帳簿保存等に係る過少申告加算税の特例変更届（輸入者）
G44	関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届（輸入者）
G45	関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届（輸入者）
G46	関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届（国外事業者）
G47	同一性確認の資料の提出（加工又は修繕、再輸入免税等の貨物）
G48	同一性確認の資料の提出（再輸出免税貨物）
G49	輸出済みの旨等の確認等の手続（再輸出免税貨物）
G50	輸入貨物の評価（個別）申告 I
G51	輸入申告の評価（個別）申告 I I
G52	輸入許可前の変質、損傷の場合の減税申請
G53	加工又は修繕のため輸出された貨物の減税申請
G54	製造用原材料品減免税明細
G55	水産物加工製品の減税申請
G56	標本・学術研修用等免税明細
G57	寄贈物品免税明細
G58	博覧会等における使用物品免税明細
G59	航空機安全発着等物品の特定用途免税申請

G60	条約の規定による特定用途免税申請(定率令第 25 条の 2 第 1, 3, 5, 6 号)
G61	条約の規定による特定用途免税申請 (定率令第 25 条の 2 第 2、4 号)
G62	再輸出貨物の免税申請 (商用貨物)
G63	再輸出貨物の減税申請
G64	輸出貨物製造用原料品の減税又は免税申請
G65	輸出貨物製造用原料品の減額申請
G66	輸出貨物製造用原料品の控除申請
G67	課税原料品等による製品を輸出した場合の免税申請
G68	課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税申請
G69	保税工場等に入れた未納税原料品に係る減額申請
G70	保税工場等に入れた輸入原料品に係る控除申請
G71	輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税申請
G72	輸入時と同一状態で再輸出される場合の減額申請
G73	違約品等の再輸出の場合の戻し税申請
G74	納期限の延長に係る違約品等を再輸出した場合の減額申請
G75	違約品等の再輸出の場合の控除申請
G76	軽減税率の適用申請 (定率法関係)
G77	小売用の容器入れのものにすることを証明
G78	航空機の部分品等の免税申請
G79	加工又は組立てに係る製品の減税申請
G80	軽減税率適用申請 (暫定法関係)
G81	免税コンテナの修理用部分品免税明細
G82	取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明
G83	船名・数量等変更申請
G84	製造用原料品の譲許の便益の適用申請
G85	高糖度原料糖の使用に係る業務の報告
G86	認定手続に係る証拠、意見、回答期限延長の提出 (輸出)
G87	認定手続に係る証拠、意見、書類、争う旨、期限延長の提出 (輸入)
G88	事前教示照会 (減免税)
G89	事前教示回答書 (変更通知書) (減免税回答用) 意見の申出
G90	証明書類交付申請 (業務)

G91	合衆国軍隊の公用品等の対象となる貨物に係る免税物品輸入申告
G92	合衆国軍隊の軍用品等の対象となる貨物に係る軍納物品輸入申告
G93	輸入ドキュメント通関申告
G94	合衆国軍隊の公用品等の対象となる貨物に係る免税物品輸出申告
G95	合衆国軍隊の軍用品等の対象となる貨物に係る軍納物品輸出申告
G96	輸出ドキュメント通関申告
G98	時間外執務要請届（通関）
G99	N A C C S 登録情報変更申出（通関）
GA1	疑義貨物点検申請（輸出）
GA2	輸出取りやめ届出
GA3	保護対象営業秘密に係る部分切除の申出（輸出）
GA4	裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請（輸出）
GA5	輸出差止申立て
GA6	輸出差止申立て（追加）
GA7	輸出差止申立て（更新）
GA8	輸出差止申立て（内容変更）
GA9	輸出差止申立て（取下げ）
GAA	意見聴取の場への出席予定者、陳述要領書の提出（認定手続）
GAB	専門委員意見照会に係る補足意見の提出（申立て）
GAC	専門委員意見照会に係る補足意見の提出（認定手続）
GAD	専門委員の調査資料等の提出（申立て）
GAE	専門委員の意見書の提出（申立て）
GAF	専門委員の意見書の提出（認定手続）
GAG	専門委員の意見書に対する意見提出（申立て）
GAH	意見聴取の場の開催を要望する旨の申出（認定手続）
GAI	当事者分析成績採用申請（新規・更新・変更）
GAJ	揮発油税及び関税等流量計使用届出
GAK	石油類等の数量確認をレベル計により行う場合の使用承認申請
GB1	経済産業大臣意見照会請求（輸出）
GB2	特許庁長官意見照会請求（輸出）

GB3	認定手続取りやめ請求（輸出）
GB4	保護対象営業秘密に係る部分切除の申出（輸入）
GB5	裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請（輸入）
GB6	輸入差止申立て
GB7	輸入差止申立て（追加）
GB8	輸入差止申立て（更新）
GB9	輸入差止申立て（内容変更）
GC1	輸入差止申立て（取下げ）
GC2	輸入差止情報提供、輸入差止情報提供（継続）
GC3	見本検査承認申請
GC4	見本返還不要同意、見本受領
GC5	見本検査立会い申請
GC6	経済産業大臣意見照会請求（輸入）
GC7	特許庁長官意見照会請求（輸入）
GC8	認定手続取りやめ請求（輸入）
GC9	特例輸入者の承認申請
GD1	特定輸出者の承認申請
GD2	認定製造者の認定申請
GD3	認定通関業者の認定申請
GD4	特定輸出者の承認内容変更届出
GD5	認定製造者の認定内容変更届出
GD6	認定通関業者の認定内容変更届出
GD7	特例輸入者の承認取りやめ届出
GD8	特定輸出者の承認取りやめ届出
GD9	認定製造者の認定取りやめ届出
GE1	認定通関業者の認定取りやめ届出
GE2	特例輸入者承認の承継の承認申請
GE3	特定輸出者承認の承継の承認申請
GE4	認定製造者認定の承継の承認申請
GE5	認定通関業者認定の承継の承認申請
GE6	特例輸出貨物の輸出許可取消申請
GE7	特定委託輸出申告包括申出
GE8	特定委託輸出申告に関する貨物管理体制チェックシート

GF6	特定保税承認者（保税蔵置場）の承認申請
GF7	特定保税承認者（保税工場）の承認申請
GF8	特定保税運送者の承認申請
GF9	特定保税承認者（保税蔵置場）の承認内容変更届出
GG1	特定保税承認者（保税工場）の承認内容変更届出
GG2	特定保税運送者の承認内容変更届出
GG3	特定保税承認者（保税蔵置場）の承認取りやめ届出
GG4	特定保税承認者（保税工場）の承認取りやめ届出
GG5	特定保税運送者の承認取りやめ届出
GG6	特定保税承認者（保税蔵置場）承認の承継の承認申請
GG7	特定保税承認者（保税工場）承認の承継の承認申請
GG8	特定保税運送者承認の承継の承認申請
GG9	特定保税承認者（保税蔵置場）の承認更新申請
GH1	特定保税承認者（保税工場）の承認更新申請
GH2	外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出（届出蔵置場）
GH3	外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出（届出工場）
GH4	届出に係るみなし許可変更申出（兼 保税蔵置場許可申請）
GH5	届出に係るみなし許可変更申出（兼 保税工場許可申請）
GH6	外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届（届出蔵置場）
GH7	外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届（届出工場）
GI5	輸出申告撤回申出
GI6	輸入（納税）申告撤回申出
GI7	賦課決定の請求（T P P）
GI8	再輸入期間延長承認申請（加工又は修繕貨物）（経済連携協定）
GI9	加工修繕輸出貨物確認申請（経済連携協定）
GJ1	加工又は修繕のため輸出された貨物の免税申請（経済連携協定）
GJ2	免税物品の譲渡申告（合衆国軍隊）
GJ3	免税物品の輸入（譲受）申告（合衆国軍隊）
GJ6	軍納品等滅失承認申請
GJ7	軍人用販売機関等の輸出貨物の積込確認（輸出証明書）

GJ8	免税物品の譲渡申告（国際連合の軍隊）
GJ9	免税物品の輸入（譲受）申告（国際連合の軍隊）
GK1	国連軍の公用品等の対象となる貨物に係る免税物品輸入申告
GK2	関税等納付前郵便物受取承認申請
GK3	交付前郵便物減却承認申請
GK4	交付前郵便物亡失届
GK5	取戻請求等通知
GK6	輸入許可後の変質、損傷等の場合の届出、戻し税申請
GK7	輸入許可後の変質、損傷等の場合の届出、関税額の減額申請
GK8	輸入許可後の変質、損傷等の場合の届出、控除申請
GK9	博覧会等の指定に関する承認申請（定率法関係）
GL1	再輸入する通い容器等の同一性確認のための資料の提出
GL2	水産物加工製品についての承認申請
GL3	特定用途免税に係る施設の指定の申請
GL4	自動車等の引越荷物の免税申請
GL5	用途外使用における変質、損傷等の減税申請（特定用途免税貨物）
GL6	特定用途免税貨物の使用の報告
GL7	特定用途免税貨物の譲渡の届出
GL8	用途外使用における減耗等の減税申請（外交官用貨物関係）
GL9	再輸出免税貨物の使用の報告
GM1	再輸出免税貨物の亡失に係る届出
GM2	用途外使用における変質、損傷等の減税申請（再輸出免税貨物）
GM3	再輸出免税貨物の輸出の手続
GM4	再輸出減税貨物の亡失に係る届出
GM5	用途外使用における変質、損傷等の減税申請（再輸出減税貨物）
GM6	輸出貨物製造用原料品の戻し税申請
GM7	内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等申請
GM8	軽減税率適用貨物に係る使用状況の報告（定率法関係）
GM9	軽減税率適用貨物に係る用途外使用等の承認申請（定率法関係）
GN1	軽減税率適用貨物の亡失に係る届出（定率法関係）

GN2	用途外使用における変質、損傷等の減税申請（軽減税率適用貨物）
GN3	軽減税率適用貨物の譲渡届
GN4	関税の免除等を受けた物品の転用確認申請（定率法関係）
GN5	航空機の部分品等に係る使用状況の報告
GN6	契約内容の変更等確認手続
GN7	丸粒とうもろこしに係る使用状況等の報告
GN8	コーンフレーク製造用とうもろこしに係る使用状況の報告
GN9	軽減税率等適用貨物に係る使用状況の報告（暫定法関係）
GP1	共同利用施設確認申請
GP2	軽減税率等適用貨物に係る用途外使用等の承認申請（暫定法関係）
GP3	用途外使用における減耗、変質等の減税申請
GP4	軽減税率等適用貨物の亡失に係る届出（暫定法関係）
GP5	軽減税率等適用貨物の滅却に係る届出
GP6	関税の免除等を受けた物品の転用確認申請（暫定法関係）
GP7	一時輸入書類認証書の提出
GP8	免税車両等の滅却承認申請
GP9	第三者による免税車両使用届
GQ1	居住者による免税車両運転承認申請
GQ2	免税車両等の譲渡等の届出
GQ3	一時輸入車両等に係る輸入税の軽減申請
GQ4	免税車両等に係る使用状況の報告
GQ5	免税車両等の管理者等届出
GQ6	免税車両等の差押えに関する届出
GQ7	一時輸入書類の訂正についての同意申請
GQ8	免税車両等の再輸出期間猶予承認申請
GQ9	一時輸入書類の更新承認申請
GR1	再輸出期間延長承認申請（一時免税輸入物品）
GR2	一時免税輸入物品の差押えに関する届出
GR3	通関手帳の再発給承認申請
GR5	輸出入貨物の容器輸出申告
GR6	輸出入貨物の容器輸入（納税）申告
GR7	用途外使用における変質、損傷等の減税申請（暫定法関係）

GR8	用途外使用における変質、損傷等の減税申請（製造用原料品関係）
GR9	用途外使用における変質、損傷等の減税申請（輸出貨物製造用原料）
GS1	輸出貨物製造用原料品の貨物製造報告又は貨物製造証明
GS2	事前教示に係る補足説明（減免税）
GS3	保税運送を行う郵便物に係る通知
GS4	交付できない郵便物に係る通知
GS5	特例検査・特例貨物確認申出
GS6	特例検査・特例貨物確認取止め申出
GS7	救援物資等輸出入申告
GS9	修理・改装用資材明細書（仕入書兼用）提出
GT1	輸入（納税）申告（少額個人通関用）
GT2	通関相談書（個人通関用）提出
GT3	内容点検確認書提出
GT4	指定地外貨物検査許可申請（業務）
GT5	取卸し場所検査・他所蔵置許可・外国貨物運送（手数料なし）
GT6	取卸し場所検査・他所蔵置許可・外国貨物運送（手数料あり）
GT7	税関事務管理人届出（消費税等納税管理人届出兼用）
GT8	税関事務管理人解任届出（消費税等納税管理人解任届出兼用）
GU2	バージ輸出入（納税）申告（再輸出免税明細書兼用）
GU3	留置された貨物の返還申請
GU4	カルネ申告官署の選択の申出（新規・変更・取止）
GU5	関税に関する処分についての再調査の請求
GU6	国税に関する処分についての再調査の請求
GU7	地方税に関する処分についての再調査の請求
GU8	とん税に関する処分の再調査の請求
GU9	特別とん税に関する処分の再調査の請求
GV1	再調査の請求の取下げ（関税、とん税、特別とん税）
GV2	再調査の請求の取下げ（国税、地方税）
GV3	証拠書類等の提出（関税、とん税、特別とん税）
GV4	証拠書類等の提出（国税、地方税）
GV5	代表者等の資格の証明等（関税、とん税、特別とん税）
GV6	代表者等の資格の証明等（国税、地方税）

GV7	再調査の請求書の補正（関税、とん税、特別とん税）
GV8	再調査の請求書の補正（国税、地方税）
GV9	執行停止の申立て（関税、とん税、特別とん税）
GW1	執行停止の申立て（国税、地方税）
GW2	審理手続の承継（関税、とん税、特別とん税）
GW3	審理手続の承継（国税、地方税）
GW4	再調査の請求への参加の許可申請（関税、とん税、特別とん税）
GW5	再調査の請求への参加の許可申請（国税、地方税）
GW6	口頭意見陳述の申立て（関税、とん税、特別とん税）
GW7	口頭意見陳述の申立て（国税、地方税）
GW8	補佐人帯同の許可申請（関税、とん税、特別とん税）
GW9	補佐人帯同の許可申請（国税、地方税）
GX1	参加人の代表者又は代理人の資格証明等
GX2	再調査の請求書の添付書類の提出
GX3	権利者の輸出同意書の提出
GX4	輸出差止申立ての追加資料の提出
GX5	輸出差止申立ての利害関係者による意見、資料、期限延長の提出
GX6	生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認（輸出）
GX7	経済産業大臣意見照会（営業秘密関係）実施前の意見提出（輸出）
GX8	経産大臣回答（営業秘密関係）に対する意見、証拠の提出（輸出）
GX9	特許庁長官意見照会実施前の意見提出（輸出）
GY1	特許庁長官回答に対する意見、証拠の提出（輸出）
GY2	農林水産大臣回答に対する意見、証拠の提出（輸出）
GY3	経産大臣回答（商品等表示等）に対する意見、証拠の提出（輸出）
GY4	権利者の輸入同意書の提出
GY5	輸入差止申立ての追加資料の提出
GY6	輸入差止申立ての利害関係者による意見、資料、期限延長の提出
GY7	輸入差止情報提供の追加資料の提出
GY8	輸入差止情報提供（内容変更）
GY9	生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認（輸入）

GZ1	経済産業大臣意見照会（営業秘密関係）実施前の意見提出（輸入）
GZ2	経産大臣回答（営業秘密関係）に対する意見、証拠の提出（輸入）
GZ3	特許庁長官意見照会実施前の意見提出（輸入）
GZ4	特許庁長官回答に対する意見、証拠の提出（輸入）
GZ5	農林水産大臣回答に対する意見、証拠の提出（輸入）
GZ6	経産大臣回答（商品等表示等）に対する意見、証拠の提出（輸入）
GZ7	専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見提出（申立て）
GZ8	専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見提出（認定手続）
GZ9	意見聴取の場への出席予定者、陳述要領書の提出（申立て）
H01	貨物収容能力増減等の届（含：改築移転・工事）（保税蔵置場）
H02	貨物収容能力増減等の届（含：改築移転・工事）（保税工場）
H03	貨物収容能力増減等の届（含：改築移転・工事）（保税展示場）
H04	貨物収容能力増減等の届（含：改築移転・工事）（総合保税地域）
H05	保税地域休廃業届出（保税蔵置場）
H06	保税地域休廃業届出（保税工場）
H07	保税地域休廃業届出（保税展示場）
H08	保税地域休廃業届出（総合保税地域）
H09	保税地域業務再開届出（保税蔵置場）
H10	保税地域業務再開届出（保税工場）
H11	保税地域業務再開届出（保税展示場）
H12	保税地域業務再開届出（総合保税地域）
H13	同時蔵置特例届出
H14	同時蔵置特例変更届出
H15	保税地域許可内容変更届出
H16	保税台帳電磁的記録保存届出
H17	外国貨物蔵置期間延長承認申請（保税蔵置場）
H18	外国貨物蔵置期間延長承認申請（保税工場）
H19	外国貨物蔵置期間延長承認申請（総合保税地域）

H20	未承認貨物蔵置期間延長申請
H21	船機用品戻入届出
H22	滅却（廃棄）承認申請（保税蔵置場にある貨物）
H23	滅却（廃棄）承認申請（他所蔵置場所にある貨物）
H24	滅却（廃棄）承認申請（指定保税地域にある貨物）
H25	滅却（廃棄）承認申請（保税工場にある貨物）
H26	滅却（廃棄）承認申請（保税展示場にある貨物）
H27	滅却（廃棄）承認申請（総合保税地域にある貨物）
H28	滅却（廃棄）承認申請（保税運送貨物）
H29	外国貨物の包括滅却承認申請
H30	免税コンテナ等の亡失の届出
H31	外国貨物亡失届出（他所蔵置場所）
H32	外国貨物亡失届出（指定保税地域）
H33	外国貨物亡失届出（保税蔵置場）
H34	外国貨物亡失届出（保税工場）
H35	外国貨物亡失届出（保税展示場）
H36	外国貨物亡失届出（総合保税地域）
H37	外国貨物亡失届出（保税運送貨物）
H38	外国貨物亡失届出（特定輸出貨物）
H39	違約品等保税地域搬入届（再輸出）
H40	違約品等保税地域搬入届（再輸出（減額））
H41	違約品等保税地域搬入届（再輸出（控除））
H42	違約品等保税地域搬入届（廃棄）
H43	違約品等保税地域搬入届（廃棄（減額））
H44	違約品等保税地域搬入届（廃棄（控除））
H45	見本一時持出（包括）許可申請
H46	外国貨物廃棄届出
H48	免税コンテナ再輸出期間延長承認申請
H49	国産コンテナ等確認申請
H50	国産コンテナ等確認証紙貼付事績報告
H51	免税コンテナ等滅却承認申請
H52	免税コンテナ記帳事務所報告
H53	免税コンテナ等変質損傷減税関係書面提出

H54	保税地域許可期間更新申請（保税蔵置場）
H55	保税地域許可期間更新申請（保税工場）
H56	保税地域許可期間更新申請（総合保税地域）
H57	保税地域蔵置貨物種類変更承認申請
H58	保税作業開始届
H59	課税原料品を使用する保税作業届
H60	未納税原料品を使用する保税作業届
H61	特例申告による輸入原料品を使用する保税作業届
H62	保税作業終了届
H63	保税工場外保税作業（一括）許可申請
H64	保税工場外保税作業（個別）許可申請
H65	総合保税地域外保税作業（一括）許可申請
H66	総合保税地域外保税作業（個別）許可申請
H67	保税工場外における保税作業期間の変更申請
H68	保税工場外における保税作業場所の変更申請
H69	総合保税地域外における保税作業期間の変更申請
H70	総合保税地域外における保税作業場所の変更申請
H71	保税展示場外における使用期間の変更申請
H72	保税展示場外における使用場所の変更申請
H73	総合保税地域外における使用期間の変更申請
H74	総合保税地域外における使用場所の変更申請
H75	外国貨物加工製造報告
H76	総量管理適用工場における外国貨物加工、製造等報告
H77	保税作業種類変更承認申請
H78	製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届
H79	飼料製造用原料品製造終了届
H80	製造用原料品等の滅却の承認申請
H81	製造用原料品等の譲渡届
H82	輸出貨物製造用原料品の譲渡届
H83	製造用原料品の用途外使用等の承認申請
H84	輸出貨物製造用原料品の用途外使用等の承認申請
H85	免税コンテナ等の用途外使用の承認申請
H86	他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出

H87	コンテナの個別承認申請
H88	コンテナの型式承認申請
H89	製造用原料品の用途外使用等の承認申請（経済連携協定飼料用表）
H90	証明書類交付申請（保税）
H91	製造用原料品等の減却の承認申請（経済連携協定飼料用表）
H92	製造用原料品等の譲渡届（経済連携協定飼料用表）
H93	保税蔵置場許可申請
H94	保税工場許可申請
H95	保税展示場許可申請
H96	総合保税地域許可申請
H97	博覧会等の指定に関する承認申請
H98	時間外執務要請届（保税）
H99	N A C C S 登録情報変更申出（保税）
HA1	製造用原料品に係る製造工場承認申請
HA2	輸出貨物製造用原料品に係る製造工場承認申請
HA3	製造用原料品に係る製造工場承認申請（経済連携協定）
HA4	小売業者承認申請
HA5	保税蔵置場許可の承継の承認申請
HA6	保税工場許可の承継の承認申請
HA7	保税展示場許可の承継の承認申請
HA8	総合保税地域許可の承継の承認申請
HA9	税関職員派出申請
HB1	内外貨混合使用承認申請（保税工場）
HB2	内外貨混合使用承認申請（総合保税地域）
HB3	保税展示場外使用許可申請
HB4	総合保税地域外使用許可申請
HB5	販売用貨物等の搬入に係る届出
HB6	郵便物保税運送届出
HB7	貨物の総量管理適用（更新）申出
HB8	製造工場の承認内容の変更に係る届出
HB9	輸出貨物製造用原料品に係る製造工場の承認内容の変更に係る届出
HC1	製造工場の承認内容の変更に係る届出（経済連携協定）

HC2	製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請
HC3	輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請
HC4	製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請(経済連携協定)
HC5	製造用原料品等の亡失に係る届出
HC6	輸出貨物製造用原料品等の亡失に係る届出
HC7	製造用原料品等の亡失に係る届出(経済連携協定)
HE1	関税免除物品の手入等に係る倉庫等承認申請
HE2	軍納品の作業(手入)着手届出
HE3	軍納品の作業(手入)終了申告
HE4	軍納品、製品等又は副産物搬出入届出
HE5	軍納品等滅失確認申請
HE6	長期蔵置貨物報告
HE7	販売物品等使用状況報告(保税展示場)
HE8	加工製造貨物の課税物件確定時期承認申請
H84	輸出貨物製造用原料品の用途外使用等の承認申請
H85	免税コンテナ等の用途外使用の承認申請
H86	他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出
H87	コンテナの個別承認申請
H88	コンテナの型式承認申請
H89	製造用原料品の用途外使用等の承認申請(経済連携協定飼料用麦)
H90	証明書類交付申請(保税)
H91	製造用原料品等の滅却の承認申請(経済連携協定飼料用麦)
H92	製造用原料品等の譲渡届(経済連携協定飼料用麦)
H93	保税蔵置場許可申請
H94	保税工場許可申請
H95	保税展示場許可申請
H96	総合保税地域許可申請
H97	博覧会等の指定に関する承認申請
H98	時間外執務要請届(保税)
H99	NACCS登録情報変更申出(保税)
HA1	製造用原料品に係る製造工場承認申請
HA2	輸出貨物製造用原料品に係る製造工場承認申請

HA3	製造用原料品に係る製造工場承認申請（経済連携協定）
HA4	小売業者承認申請
HA5	保税蔵置場許可の承継の承認申請
HA6	保税工場許可の承継の承認申請
HA7	保税展示場許可の承継の承認申請
HA8	総合保税地域許可の承継の承認申請
HA9	税関職員派出申請
HB1	内外貨混合使用承認申請（保税工場）
HB2	内外貨混合使用承認申請（総合保税地域）
HB3	保税展示場外使用許可申請
HB4	総合保税地域外使用許可申請
HB5	販売用貨物等の搬入に係る届出
HB6	郵便物保税運送届出
HB7	貨物の総量管理適用（更新）申出
HB8	製造工場の承認内容の変更に係る届出
HB9	輸出貨物製造用原料品に係る製造工場の承認内容の変更に係る届出
HC1	製造工場の承認内容の変更に係る届出（経済連携協定）
HC2	製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請
HC3	輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請
HC4	製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請（経済連携協定）
HC5	製造用原料品等の亡失に係る届出
HC6	輸出貨物製造用原料品等の亡失に係る届出
HC7	製造用原料品等の亡失に係る届出（経済連携協定）
HE1	関税免除物品の手入等に係る倉庫等承認申請
HE2	軍納品の作業（手入）着手届出
HE3	軍納品の作業（手入）終了申告
HE4	軍納品、製品等又は副産物搬出入届出
HE5	軍納品等滅失確認申請
HE6	長期蔵置貨物報告
HE7	販売物品等使用状況報告（保税展示場）
HE8	加工製造貨物の課税物件確定時期承認申請
H84	輸出貨物製造用原料品の用途外使用等の承認申請

H85	免税コンテナ等の用途外使用の承認申請
H86	他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出
H87	コンテナの個別承認申請
H88	コンテナの型式承認申請
H89	製造用原料品の用途外使用等の承認申請（経済連携協定飼料用麦）
H90	証明書類交付申請（保税）
H91	製造用原料品等の滅却の承認申請（経済連携協定飼料用麦）
H92	製造用原料品等の譲渡届（経済連携協定飼料用麦）
H93	保税蔵置場許可申請
H94	保税工場許可申請
H95	保税展示場許可申請
H96	総合保税地域許可申請
H97	博覧会等の指定に関する承認申請
H98	時間外執務要請届（保税）
H99	N A C C S 登録情報変更申出（保税）
HA1	製造用原料品に係る製造工場承認申請
HA2	輸出貨物製造用原料品に係る製造工場承認申請
HA3	製造用原料品に係る製造工場承認申請（経済連携協定）
HA4	小売業者承認申請
HA5	保税蔵置場許可の承継の承認申請
HA6	保税工場許可の承継の承認申請
HA7	保税展示場許可の承継の承認申請
HA8	総合保税地域許可の承継の承認申請
HA9	税関職員派出申請
HB1	内外貨混合使用承認申請（保税工場）
HB2	内外貨混合使用承認申請（総合保税地域）
HB3	保税展示場外使用許可申請
HB4	総合保税地域外使用許可申請
HB5	販売用貨物等の搬入に係る届出
HB6	郵便物保税運送届出
HB7	貨物の総量管理適用（更新）申出
HB8	製造工場の承認内容の変更に係る届出

HB9	輸出貨物製造用原料品に係る製造工場の承認内容の変更に係る届出
HC1	製造工場の承認内容の変更に係る届出（経済連携協定）
HC2	製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請
HC3	輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請
HC4	製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請（経済連携協定）
HC5	製造用原料品等の亡失に係る届出
HC6	輸出貨物製造用原料品等の亡失に係る届出
HC7	製造用原料品等の亡失に係る届出（経済連携協定）
HE1	関税免除物品の手入等に係る倉庫等承認申請
HE2	軍納品の作業（手入）着手届出
HE3	軍納品の作業（手入）終了申告
HE4	軍納品、製品等又は副産物搬出入届出
HE5	軍納品等滅失確認申請
HE6	長期蔵置貨物報告
HE7	販売物品等使用状況報告（保税展示場）
HE8	加工製造貨物の課税物件確定時期承認申請
HE9	指定保税地域の処分等についての申請
HF1	収容貨物解除承認申請
HF2	施設の許可（承認）手数料還付軽減免除申請
HF3	コンテナの免税部分品使用届出
HF4	免税コンテナの差押届出
HF5	国産コンテナの製造証明書の提出
HF6	製造歩留りに関する届出
HF7	保税みかん缶詰製造報告
HF8	課税原料品の戻し税に係る保税工場等搬入承認申請
HF9	課税原料品製造終了報告
HG1	未納税原料品の減額に係る保税工場等搬入承認申請
HG2	未納税原料品製造終了報告
HG3	輸入原料品の控除に係る保税工場等搬入承認申請
HG4	輸入原料品製造終了報告
HG5	加工又は製造のための工場の承認
HG6	加工又は製造を終了したときの届出

HG7	承認工場外加工願
HG8	輸出貨物製造用原料品免税等承認申請(製造工場等承認申請兼用)
HG9	輸出貨物の製造原料品による製造報告
HH1	戻し税に係る製造工場承認申請
HH2	装置等の認定申請
HH3	装置等の搬出届
HH4	装置等の使用状況報告
HH5	保税運送目録の提示(郵便物)
HH6	難破貨物等の運送承認申請
HH7	難破貨物等の運送期間の延長申請
HH8	難破貨物等の到着証明提出
HH9	外国貨物亡失届出(難破貨物等)
HJ1	内部監査結果提出
K01	不開港入港届出(外国貿易船)
K02	不開港入港届出(特殊船舶)
K03	不開港入港届出(外国貿易機)
K04	不開港入港届出(特殊航空機)
K05	沿海通航船等外国寄港届出
K08	不開港在港期間等変更申出
K09	船移届出
K10	貨物の指定地外積卸許可申請
K11	船陸交通一括許可申請変更届出
K12	指定地外交通許可申請(外国往来船又は外国往来航空機)(包括)
K13	船陸交通許可申請(外国往来船又は外国往来航空機)(包括)
K14	仮陸揚届出(船用品等)
K15	仮陸揚復路運送申告(船用品等)
K16	仮陸揚期間延長申出
K17	外貨船機用品積込承認申告(包括)
K18	外貨船機用品積込(包括)訂正申出
K19	内貨機用品積込承認申告(包括)
K20	内貨機用品積込(包括)訂正申出
K21	船機用燃料油振替積込承認申請

K22	とん税非課税理由証明申請
K23	不開港出入許可申請（航空機）
K24	入港届（報告書）提出（公用船）
K25	出港報告書提出（公用船）
K26	船長陳述書提出
K27	外貨船機用品積込承認申告
K28	外貨船機用品積込期間延長承認申請
K29	内貨船機用品積込承認申告
K30	滅却（廃棄）承認申請（船機用品）
K31	託送品輸出申告
K32	託送品目録提出
K33	指定地外貨物検査許可申請（旅具）
K34	外国貨物の指定場所外の検査の許可申請（旅具）（積戻し）
K35	不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告
K36	支払手段等の携帯輸出・輸入申告届出
K37	内国貨物運送申告（税関空港間を除く航空機による運送に限る）
K38	船卸許可申請撤回申出書提出
K39	不開港入港前報告（旅客に関する事項）（特殊船舶）
K40	不開港入港前報告（乗組員に関する事項）（特殊船舶）
K41	不開港出港届出（特殊船舶）
K42	不開港出港届出（特殊航空機）
K43	不開港出港時旅客情報提出（特殊船舶）
K44	不開港出港時乗組員情報提出（特殊船舶）
K45	税関空港出港時旅客予約記録情報報告（外国貿易機）
K46	税関空港出港時旅客予約記録情報報告（特殊航空機）
K47	不開港出港時旅客予約記録情報報告（外国貿易機）
K48	不開港出港時旅客予約記録情報報告（特殊航空機）
K49	国際観光旅客税の過誤納金の還付請求
K50	国際観光旅客税納付申出（個人・直納）
K51	国際観光旅客税納付申出（個人・MPN）
K52	国際観光旅客税納付申出（運送事業者・直納）
K53	国際観光旅客税納付申出（運送事業者・MPN）
K54	国際観光旅客税の納税地の特例に係る承認申請

K55	国際観光旅客税の納税地の特例に係る不適用の届出
K56	国際旅客運送事業の開廃等の届出
K57	国際旅客運送事業の異動に係る届出
K58	国際旅客運送事業の承継に係る届出
K59	国際観光旅客税納税管理人に係る選任の届出
K60	国際観光旅客税納税管理人に係る解任の届出
K61	積荷目録事前報告（ドキュメント貨物）
K62	積荷目録事前報告（利用者システム障害時等用）
K63	入港申告書提出（公用機）
K64	出港申告書提出（公用機）
K65	とん税免除証明申請（合衆国軍隊）
K66	とん税免除証明申請（国際連合の軍隊）
K67	軍人用販売機関等の輸出物品の積込確認（船積確認書）
K51	国際観光旅客税納付申出（個人・MPN）
K52	国際観光旅客税納付申出（運送事業者・直納）
K53	国際観光旅客税納付申出（運送事業者・MPN）
K54	国際観光旅客税の納税地の特例に係る承認申請
K55	国際観光旅客税の納税地の特例に係る不適用の届出
K56	国際旅客運送事業の開廃等の届出
K57	国際旅客運送事業の異動に係る届出
K58	国際旅客運送事業の承継に係る届出
K59	国際観光旅客税納税管理人に係る選任の届出
K60	国際観光旅客税納税管理人に係る解任の届出
K61	積荷目録事前報告（ドキュメント貨物）
K62	積荷目録事前報告（利用者システム障害時等用）
K63	入港申告書提出（公用機）
K64	出港申告書提出（公用機）
K65	とん税免除証明申請（合衆国軍隊）
K66	とん税免除証明申請（国際連合の軍隊）
K67	軍人用販売機関等の輸出物品の積込確認（船積確認書）
K68	国際基幹航路届出
K69	積荷目録提出（出港）（外国貿易船）
K70	積荷目録提出（出港）（外国貿易機）

K71	外国貨物船用品（機用品）亡失届出
K72	外国貨物船用品の受払に関する帳簿提出
K73	とん税及び特別とん税納税義務者承認申請
K74	とん税納付前出港承認申請
K75	船陸交通許可申請（包括・住民基本台帳による本人確認希望）
K76	外貨船機用品積込確認書類提出（個別）
K77	外貨船機用品積込確認書類提出（包括）
K78	入出港予定表提出（個別）
K79	入出港予定表提出（包括）
K80	船用品目録事前報告
K81	船用品目録提出
K82	輸出物品販売場で購入した物品を亡失した場合の承認申請
K83	輸出酒類販売場で購入した酒類を亡失した場合の承認申請
K84	海軍販売所等で購入した物品を亡失した場合の承認申請
K85	船舶国籍証書等の提示
K86	積荷情報事前報告（外国貿易船）
K87	積荷情報事前報告（外国貿易機）
K88	不開港出入許可申請（船舶）
K89	不開港出入許可申請（手数料免除）
K90	証明書類交付申請（監視）
K91	見本持出許可申請（本船・はしけ）
K92	船積確認書類の提示（システム障害時用）
K97	開庁時間外貨物積卸届
K98	時間外執務要請届（監視）
K99	N A C C S 登録情報変更申出（監視）
S01	担保物／保証人変更承認申請
S02	担保物／保証人変更承認申請（とん税）
S03	担保保証期間非更新届出
S04	担保解除申請
S05	過誤納金充当申出
S06	合衆国軍隊への引渡し等の証明
S07	災害等による申請等の期限延長申請
S08	金銭担保の任意充当申請（関税）

S09	金銭担保の任意充当申請（とん税）
S10	延滞税免除申請
S11	担保提供申請
S12	振替株式等担保提供申請
S13	振替株式等担保解除申請
S14	災害等による手数料の還付申請
S15	災害等による手数料の免除申請
S16	災害等による証明書類の交付手数料の還付申請
S17	災害等による証明書類の交付手数料の免除申請
S18	電解二酸化マンガンを課された不当廉売関税に係る還付申請
S19	トルエンジイソシアナートに課された不当廉売関税に係る還付申請
S20	水酸化カリウムに課された不当廉売関税に係る還付申請
S21	高重合度 PET に課された不当廉売関税に係る還付申請
S22	炭素鋼製突合せ溶接式継手に課された不当廉売関税に係る還付申請
S23	TCPP に課された不当廉売関税に係る還付申請
S24	供託書正本提出書の提出（輸出）
S25	支払保証委託契約締結届出（輸出）
S26	損害賠償請求に係る権利の実行の申立て（申立供託・輸出）
S27	損害賠償請求に係る権利の実行の申立て（通関解放・輸出）
S28	損害賠償請求に係る権利の実行の申立て（申立供託・積戻し）
S29	損害賠償請求に係る権利の実行の申立て（通関解放・積戻し）
S30	担保取戻事由確認申請（担保する必要がなくなった場合）（輸出）
S31	担保取戻事由確認申請（訴えの提起をしなかった場合）（輸出）
S32	支払保証委託契約締結承認申請（輸出）
S33	供託物差替承認申請（兼供託書正本提出）（輸出）
S34	損害賠償請求権存在確認書交付請求（輸出）
S35	支払保証委託契約解除承認申請（輸出）
S36	支払保証委託契約内容変更承認申請（輸出）
S37	損害賠償請求に係る訴えの提起の訴状の写しの提出（輸出）
S38	供託書正本提出書の提出（輸入）
S39	支払保証委託契約締結届出（輸入）

S40	損害賠償請求に係る権利の実行の申立て（申立供託・輸入）
S41	損害賠償請求に係る権利の実行の申立て（見本検査）
S42	損害賠償請求に係る権利の実行の申立て（通関解放・輸入）
S43	担保取戻事由確認申請（担保する必要がなくなった場合）（輸入）
S44	担保取戻事由確認申請（訴えの提起をしなかった場合）（輸入）
S45	支払保証委託契約締結承認申請（輸入）
S46	供託物差替承認申請（兼供託書正本提出）（輸入）
S47	損害賠償請求権存在確認書交付請求（輸入）
S48	支払保証委託契約解除承認申請（輸入）
S49	支払保証委託契約内容変更承認申請（輸入）
S50	損害賠償請求に係る訴えの提起の訴状の写しの提出（輸入）
S51	炭酸二カリウムに課された不当廉売関税に係る還付申請
S52	溶融亜鉛めっき鉄線に課された不当廉売関税に係る還付申請
S99	NACCS登録情報変更申出（収納）
T01	通関業許可申請事項変更届出
T02	通関士その他通関業務従業者氏名等届出
T03	件数・料金その他通関業務関連事項報告
T04	通関士試験受験申込
T05	通関士試験科目一部免除申請
T06	通関士確認届
T07	通関業許可申請
T08	営業所新設許可申請
T09	在宅勤務・サテライトオフィス勤務に係る申出
T10	営業所新設届出（許可の特例）
T11	通関業許可の承継の承認申請
T12	許可等条件変更申請
T13	主たる営業所に係る変更申出
T99	NACCS登録情報変更申出（通関業監督官）
Y01	輸入貨物評価（包括）申告Ⅰ
Y02	輸入貨物評価（包括）申告ⅠⅠ
Y03	輸入貨物評価（包括）一部変更届出
Y04	輸入貨物評価（個別）申告Ⅰ（事前審査）

Y05	輸入貨物評価（個別）申告 I I（事前審査）
Y06	関税評価に係る事前教示
Y08	事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）意見の申出
Y09	事前教示に係る補足説明（関税評価）
Y91	資材等の輸出入申告に係る書類の提出（免税に関する証明等）
Y92	資材等の政府への引渡し証
Y93	資材等の滅失承認申請
Y94	資材等の輸入（譲受）申告
Y99	N A C C S 登録情報変更申出（評価）
Z01	事前教示照会（分類）
Z02	事前教示照会（原産地）
Z03	事前教示回答書（変更通知書）意見の申出
Z04	事前教示に係る補足説明
Z99	N A C C S 登録情報変更申出（関税鑑査官）

2. 法第2条第2号ロ関連（出入国管理及び難民認定法関係）

項番	業務名	業務コード	備考
〈海上関連業務〉			
(1-2-1)	船舶基本情報登録	VBX	SW対象業務
(1-2-2)	船舶基本情報訂正	VBY	SW対象業務
(1-2-3)	船舶基本情報訂正呼出し	VBY11	SW対象業務
(1-2-4)	船舶運航情報登録	VTX01	SW対象業務
(1-2-5)	乗組員情報登録	VTX02	SW対象業務
(1-2-6)	旅客情報登録	VTX03	SW対象業務
(1-2-8)	船舶運航情報登録呼出し	VTX11	SW対象業務
(1-2-9)	乗組員情報登録呼出し	VTX12	SW対象業務
(1-2-10)	旅客情報登録呼出し	VTX13	SW対象業務
(1-2-12)	入港前統一申請	VPX	SW対象業務
(1-2-13)	入港前統一申請呼出し	VPX11	SW対象業務

(1-2-14)	入港届等	VIX	SW対象業務
(1-2-15)	入港届等呼出し	VIX11	SW対象業務
(1-2-19)	出港届等	VOX	SW対象業務
(1-2-20)	出港届等呼出し	VOX11	SW対象業務
(1-2-21)	船舶管理情報登録	VCA	SW対象業務
(1-2-24)	船舶コード照会	IVK	SW対象業務
(1-2-25)	船舶管理情報照会	IVC	SW対象業務
(1-2-26)	入出港届等照会	IVS	SW対象業務
(1-2-28)	入出港日別一覧照会	IVD	SW対象業務
<航空関連業務>			
(1-3-1)	入港届呼出し	GIR	SW対象業務
(1-3-2)	入港届	GIR01	SW対象業務
(1-3-3)	出港届呼出し	GOR	SW対象業務
(1-3-4)	出港届	GOR01	SW対象業務
(1-3-6)	入出港届等情報照会	IGD	SW対象業務
(1-3-7)	旅客氏名表報告呼出し	PLR	SW対象業務
(1-3-8)	旅客氏名表報告	PLR01	SW対象業務
(1-3-9)	乗組員氏名表報告呼出し	NLR	SW対象業務
(1-3-10)	乗組員氏名表報告	NLR01	SW対象業務
5-1-1	乗員上陸許可申請呼出し	CLP	
5-1-2	乗員上陸許可申請	CLP01	
5-1-3	乗員上陸許可申請情報照会	ICL	
<海上関連業務(Web業務)>			
(W1-1-1)	共通機能	WCM	SW対象業務
(W1-1-2)	船舶基本情報等事前登録	WBX	SW対象業務
(W1-1-3)	入港前統一申請	WPT	SW対象業務

(W1-1-4)	入港届等	WIT	SW対象業務
(W1-1-5)	移動届等	WMR	SW対象業務
(W1-1-6)	出港届等	WOT	SW対象業務
(W1-1-21)	書類状態確認	WVS	
(W1-1-22)	帳票確認	WNC	
(W1-1-23)	宛先設定	WAS	
(W1-1-24)	一時保存情報呼出し	WSC	
(W1-1-25)	CSV アップロード	WUD	

注：項番（ ）書きは前記1. 掲載業務と同一業務であることを示す。

3. 法第2条第2号ハ関連

(1) 食品衛生法関係

項番	業務名	業務コード
6-1-1	食品等輸入届出事項登録	IFA
6-1-2	食品等輸入届出事項呼出し	IFB
6-1-3	食品等輸入届出	IFC
6-1-4	食品等輸入届出変更事項呼出し	IFD
6-1-5	食品等輸入届出変更事項登録	IFA01
6-1-6	食品等輸入届出変更	IFE
6-1-7	食品等輸入届出控再出力	RIF
6-1-8	食品等輸入届出情報照会	IIF
6-1-9	部分届出済要求（呼出し）	CFB
6-1-10	部分届出済要求（入力）	CFB01
6-1-11	事前届出搬入連絡（呼出し）	IFG
6-1-12	事前届出搬入連絡（入力）	IFG01
6-1-13	食品等輸入届出審査終了（検疫所業務）	CFE
6-1-14	食品等輸入届出取り止め（検疫所業務）	CFD

6-1-15	食品等輸入届出審査区分変更（検疫所業務）	CFC
6-1-16	検査結果通知書出力（検疫所業務）	EFZ
6-1-17	食品等輸入届出双方向履歴照会（呼出し）	CFH
6-1-18	食品等輸入届出双方向履歴照会（入力）	CFH01
6-1-19	食品等輸入届出双方向履歴照会（検疫所業務）	CFH02

(2) 検疫法関係

項番	業務名	業務コード	備考
<海上関連業務>			
(1-2-1)	船舶基本情報登録	VBX	SW対象業務
(1-2-2)	船舶基本情報訂正	VBY	SW対象業務
(1-2-3)	船舶基本情報訂正呼出し	VBY11	SW対象業務
(1-2-4)	船舶運航情報登録	VTX01	SW対象業務
(1-2-5)	乗組員情報登録	VTX02	SW対象業務
(1-2-6)	旅客情報登録	VTX03	SW対象業務
(1-2-8)	船舶運航情報登録呼出し	VTX11	SW対象業務
(1-2-9)	乗組員情報登録呼出し	VTX12	SW対象業務
(1-2-10)	旅客情報登録呼出し	VTX13	SW対象業務
(1-2-12)	入港前統一申請	VPX	SW対象業務
(1-2-13)	入港前統一申請呼出し	VPX11	SW対象業務
(1-2-14)	入港届等	VIX	SW対象業務
(1-2-15)	入港届等呼出し	VIX11	SW対象業務
(1-2-21)	船舶管理情報登録	VCA	SW対象業務
(1-2-24)	船舶コード照会	IVK	SW対象業務
(1-2-25)	船舶管理情報照会	IVC	SW対象業務
(1-2-26)	入出港届等照会	IVS	SW対象業務

(1-2-28)	入出港日別一覧照会	IVD	SW対象業務
海上関連業務においては、厚生労働所（検疫所）における海上関連業務により行われた申請等の受信及び処分通知等の送信を行う業務			
<航空関連業務>			
(1-3-1)	入港届呼出し	GIR	SW対象業務
(1-3-2)	入港届	GIR01	SW対象業務
(1-3-6)	入出港届等情報照会	IGD	SW対象業務
(1-3-7)	旅客氏名表報告呼出し	PLR	SW対象業務
(1-3-8)	旅客氏名表報告	PLR01	SW対象業務
(1-3-9)	乗組員氏名表報告呼出し	NLR	SW対象業務
(1-3-10)	乗組員氏名表報告	NLR01	SW対象業務
7-1-1	検疫前通報呼出し	GIA	
7-1-2	検疫前通報	GIA01	
7-1-3	検疫前通報情報照会	IGA	
7-1-4	検疫済証発行	QCI	
<海上関連業務(Web業務)>			
(W1-1-1)	共通機能	WCM	SW対象業務
(W1-1-2)	船舶基本情報等事前登録	WBX	SW対象業務
(W1-1-3)	入港前統一申請	WPT	SW対象業務
(W1-1-4)	入港届等	WIT	SW対象業務
(W1-1-5)	移動届等	WMR	SW対象業務
(W1-1-6)	出港届等	WOT	SW対象業務
(W1-1-21)	書類状態確認	WVS	
(W1-1-22)	帳票確認	WNC	
(W1-1-23)	宛先設定	WAS	
(W1-1-24)	一時保存情報呼出し	WSC	

(W1-1-25)	CSV アップロード	WUD	
-----------	------------	-----	--

注：項番（ ）書きは前記1. 掲載業務と同一業務であることを示す。

4. 法第2条第2号ニ関連

(1) 家畜伝染病予防法関係

項番	業務名	業務コード
<動物検疫関連業務>		
8-1-1	輸入畜産物検査申請事項登録	ILA
8-1-2	輸入畜産物検査申請事項呼出し	ILB
8-1-3	輸入畜産物回送申請事項呼出し	ILY
8-1-4	輸入畜産物検査申請	ILC
8-1-5	輸入畜産物検査申請一覧照会	ILI
8-1-6	輸入畜産物検査申請情報照会	IIL
8-1-7	輸入畜産物検査申請在庫状況呼出し	ISS
8-1-8	輸入畜産物検査申請在庫状況登録	ISS01
8-1-9	輸入畜産物検査申請指示書発行（検疫所業務）	LLJ
8-1-10	輸入畜産物検査申請結果登録（検疫所業務）	LLE
8-1-11	輸入動物検査申請事項登録	IOA
8-1-12	輸入動物検査申請事項呼出し	IOB
8-1-13	輸入動物検査申請事項（届出情報利用）	IOY
8-1-14	輸入動物検査申請	IOC
8-1-15	輸入動物検査申請一覧照会	IOI
8-1-16	輸入動物検査申請情報照会	IIO
8-1-17	輸入動物検査指示・命令書発行（検疫所業務）	LIJ

8-1-18	輸入動物検査結果登録（検疫所業務）	LIE
8-1-19	輸入犬等検査申請事項登録	IQA
8-1-20	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）	IQA01
8-1-21	輸入犬等検査申請事項呼出し	IQB
8-1-22	輸入犬等検査申請事項（届出情報利用）	IQY
8-1-23	輸入犬等検査申請	IQC
8-1-24	犬等輸出入検査申請一覧照会	IQI
8-1-25	輸入犬等検査申請情報照会	IIQ
8-1-26	輸入犬等指示書等発行（検疫所業務）	LQJ
8-1-27	輸入犬等検査結果登録（検疫所業務）	LQE
8-1-28	輸出畜産物検査申請事項登録	EMA
8-1-29	輸出畜産物検査申請事項呼出し	EMB
8-1-30	輸出畜産物検査申請	EMC
8-1-31	輸出畜産物検査申請一覧照会	EMI
8-1-32	輸出畜産物検査申請情報照会	EIM
8-1-33	輸出畜産物検査申請結果登録（検疫所業務）	LME
8-1-34	輸出動物検査申請事項登録	EOA
8-1-35	輸出動物検査申請事項呼出し	EOB
8-1-36	輸出動物検査申請	EOC
8-1-37	輸出動物検査申請一覧照会	EOI
8-1-38	輸出動物検査申請情報照会	EIO
8-1-39	輸出動物検査結果登録（検疫所業務）	LEE
8-1-40	輸出犬等検査申請事項登録	EQA
8-1-41	輸出犬等検査申請事項呼出し	EQB
8-1-42	輸出犬等検査申請	EQC
8-1-43	輸出犬等検査申請情報照会	EIQ

8-1-44	輸出犬等検査結果登録（検疫所業務）	LQF
＜動物検疫関連業務（動植物 Web 業務）＞		
W3-1-1	利用者情報登録	—
W3-1-2	輸入畜産物検査申請事項登録	—
W3-1-3	輸入畜産物検査申請	—
W3-1-4	輸入畜産物検査申請一覧照会	—
W3-1-5	輸入畜産物検査申請情報照会	—
W3-1-6	輸入畜産物検査申請在庫状況登録	—
W3-1-7	輸出畜産物検査申請事項登録	—
W3-1-8	輸出畜産物検査申請	—
W3-1-9	輸出畜産物検査申請一覧照会	—
W3-1-10	輸出畜産物検査申請情報照会	—
W3-1-11	動物輸入事前届出事項登録	—
W3-1-12	動物輸入事前届出	—
W3-1-13	動物輸入事前届出一覧照会	—
W3-1-14	動物輸入事前届出情報照会	—
W3-1-15	動物輸入事前届出取止	—
W3-1-16	輸入動物検査申請事項登録	—
W3-1-17	輸入動物検査申請	—
W3-1-18	輸入動物検査申請一覧照会	—
W3-1-19	輸入動物検査申請情報照会	—
W3-1-20	輸出動物検査申請事項登録	—
W3-1-21	輸出動物検査申請	—
W3-1-22	輸出動物検査申請一覧照会	—
W3-1-23	輸出動物検査申請情報照会	—
W3-1-24	犬等輸入事前届出	—

W3-1-25	犬等輸入事前届出情報照会	—
W3-1-26	犬等輸入事前届出取止	—
W3-1-27	輸入犬等検査申請事項登録	—
W3-1-28	輸入犬等検査申請	—
W3-1-29	輸入犬等検査申請情報照会	—
W3-1-30	輸入犬等検査申請取止	—
W3-1-31	犬等届出・輸出入検査申請一覧照会	—
W3-1-32	輸出犬等検査申請事項登録	—
W3-1-33	輸出犬等検査申請	—
W3-1-34	輸出犬等検査申請情報照会	—
W3-1-35	輸出犬等検査申請取止	—
W3-1-36	総合電子申請	—
W3-1-37	総合電子申請一覧照会	—
W3-1-38	総合電子申請個別詳細	—
W3-1-39	検査場所指定申請事項登録	—
W3-1-40	検査場所指定申請	—
W3-1-41	検査場所指定申請一覧照会	—
W3-1-42	検査場所指定申請呼出し	—

(2) 植物防疫法関係

項番	業務名	業務コード
<植物検疫関連業務>		
9-1-1	輸入植物検査申請事項登録	IPA
9-1-2	輸入植物検査申請事項呼出し	IPB
9-1-3	輸入植物検査申請	IPC
9-1-4	輸入植物検査申請一覧照会	IPI

9-1-5	輸入植物検査申請個別詳細	IIP
9-1-6	輸入植物検査申請結果登録（検疫所業務）	CPE
9-1-7	輸入植物消毒（廃棄）命令登録（検疫所業務）	CQE
9-1-8	輸入植物処分証明登録（検疫所業務）	CZE
9-1-9	輸出植物検査申請事項登録	EPA
9-1-10	輸出植物検査申請事項登録（再輸出）	EPD
9-1-11	輸出植物検査申請事項呼出し	EPB
9-1-12	輸出植物検査申請	EPC
9-1-13	輸出植物検査申請一覧照会	EPI
9-1-14	輸出植物検査申請個別詳細	EIP
<植物検疫関連業務（動植物 Web 業務）>		
W4-1-1	利用者情報登録	—
W4-1-2	輸入植物検査申請事項登録	—
W4-1-3	輸入植物検査申請一覧照会	—
W4-1-4	輸入植物検査申請個別詳細	—
W4-1-5	輸入植物帳票出力	—
W4-1-6	輸出植物検査申請事項登録	—
W4-1-7	輸出植物検査申請一覧照会	—
W4-1-8	輸出植物検査申請個別詳細	—
W4-1-9	輸出植物帳票出力	—

5. 法第2条第2号ホ関連（外国為替及び外国貿易法関係）

項番	業務名	業務コード
10-1-1	外為法 新規・ライセンスの訂正申請	JAA
10-1-2	外為法 補正申請	JAB
10-1-3	外為法 取下申請	JAC
10-1-4	外為法 再発行申請	JAD
10-1-5	外為法 必要添付書類等照会	JAM

10-1-6	外為法 添付書類等追加申請	JAF
10-1-7	外為法 進捗状況照会	JAP
10-1-8	外為法 申請済み申請書取得	JAG
10-1-9	外為法 履行報告等申請	JAH
10-1-10	外為法 申請者情報照会	JAI
10-1-11	外為法 通関業者指定	JCA
10-1-12	外為法 指定済み通関業者照会	JCI
10-1-13	外為法 指定済み通関業者解除呼出し	JCC
10-1-14	外為法 指定済み通関業者解除	JCC01
10-1-15	外為法 電子ライセンス情報照会	JTS
10-1-16	外為法 裏書情報呼出し	JTB
10-1-17	外為法 裏書情報登録（輸出）	JTA01
10-1-18	外為法 裏書情報登録（輸入）	JTA02
10-1-19	外為法 裏書情報登録（事前確認（原産地別裏書））	JTA03
10-1-20	外為法 裏書情報登録（事前確認（取引明細別裏書））	JTA04
10-1-21	外為法 裏書情報照会	JTU
10-1-22	外為法 裏書取消情報呼出し	JTC
10-1-23	外為法 裏書取消	JTC01
10-1-24	外為法 ライセンス情報照会（税関用）	JTL
10-1-25	外為法 ライセンス情報添付書類照会（税関用）	JTL01
10-1-26	申請者届出呼出し	JAJ
10-1-27	申請者届出登録	JAJ01
10-1-28	外為法 突合情報登録	JTZ
10-1-29	外為法 突合情報照会	JTJ
10-1-30	外為法 裏落数量一覧照会	JTM

10-1-31	外為法 バーゼル移動書類交付申請	JMD
---------	------------------	-----

6. 法第2条第2号及びト関連（港則法及び港湾法関係）

項番	業務名	業務コード	備考
(1-2-1)	船舶基本情報登録	VBX	SW対象業務
(1-2-2)	船舶基本情報訂正	VBY	SW対象業務
(1-2-3)	船舶基本情報訂正呼出し	VBY11	SW対象業務
(1-2-4)	船舶運航情報登録	VTX01	SW対象業務
(1-2-5)	乗組員情報登録	VTX02	SW対象業務
(1-2-6)	旅客情報登録	VTX03	SW対象業務
(1-2-8)	船舶運航情報登録呼出し	VTX11	SW対象業務
(1-2-9)	乗組員情報登録呼出し	VTX12	SW対象業務
(1-2-10)	旅客情報登録呼出し	VTX13	SW対象業務
(1-2-12)	入港前統一申請	VPX	SW対象業務
(1-2-13)	入港前統一申請呼出し	VPX11	SW対象業務
(1-2-14)	入港届等	VIX	SW対象業務
(1-2-15)	入港届等呼出し	VIX11	SW対象業務
(1-2-19)	出港届等	VOX	SW対象業務
(1-2-20)	出港届等呼出し	VOX11	SW対象業務
(1-2-21)	船舶管理情報登録	VCA	SW対象業務
(1-2-24)	船舶コード照会	IVK	SW対象業務
(1-2-25)	船舶管理情報照会	IVC	SW対象業務
(1-2-26)	入出港届等照会	IVS	SW対象業務
(1-2-28)	入出港日別一覧照会	IVD	SW対象業務
11-1-1	移動届	VMR	SW対象業務
11-1-2	移動届呼出し	VMR11	SW対象業務
国土交通省（港湾管理者）及び海上保安庁における海上関連業務により			

行われた申請等の受信及び処分通知等の送信を行う業務			
【Web業務】			
(W1-1-1)	共通機能	WCM	SW対象業務
(W1-1-2)	船舶基本情報等事前登録	WBX	SW対象業務
(W1-1-3)	入港前統一申請	WPT	SW対象業務
(W1-1-4)	入港届等	WIT	SW対象業務
(W1-1-5)	移動届等	WMR	SW対象業務
(W1-1-6)	出港届等	WOT	SW対象業務
(W1-1-7)	入港料減免・還付申請	WER	
(W1-1-8)	船舶運航動静通知	WMT	
(W1-1-9)	海側施設使用許可申請	WST	
(W1-1-10)	陸側施設使用許可申請	WLT	
(W1-1-11)	ファイル申請	WFT	
(W1-1-12)	船舶コード照会	WVK	
(W1-1-13)	船舶管理情報照会	WVC	
(W1-1-14)	不開港出入許可申請照会	WPP	
(W1-1-15)	入出港日別一覧照会	WVD	
(W1-1-16)	船舶資格変更届照会	WKP	
(W1-1-17)	とん税等納付申告	WPC	
(W1-1-18)	不開港出入許可申請	WCP	
(W1-1-19)	船舶資格変更届	WKC	
(W1-1-20)	船舶資格変更届呼出し	WKS	
(W1-1-21)	書類状態確認	WVS	
(W1-1-22)	帳票確認	WNC	
(W1-1-23)	宛先設定	WAS	
(W1-1-24)	一時保存情報呼出し	WSC	

(W1-1-25)	CSV アップロード	WUD	
-----------	------------	-----	--

注：項番（ ）書きは前記1. 掲載業務と同一業務であることを示す。

別表2 目的達成業務関係業務

項番	業務名	業務コード	備考
7911	医薬品医療機器等輸出用届出事項登録	PTA	
7912	医薬品医療機器等輸出用届出呼出し	PTB	
7913	医薬品医療機器等輸出用届出	PTC	
7914	医薬品医療機器等輸出用変更届出呼出し	PTM	
	医薬品医療機器等輸出用変更届出確認	PTM01	
	医薬品医療機器等輸出用変更届出	PTM02	
7915	医薬品医療機器等輸出用届出確認	PTK01	
7916	医薬品医療機器等輸出用届出情報個別照会	PTI	
7921	医薬品医療機器等輸入報告事項登録	POA	
7922	医薬品医療機器等輸入報告呼出し	POB	
7923	医薬品医療機器等輸入報告	POC	
7924	医薬品医療機器等輸入報告確認	POK01	
7925	医薬品医療機器等輸入報告情報個別照会	POI	
7926	医薬品医療機器等輸入報告事後登録	POG	
7328	医薬品医療機器等届出原本検索依頼情報登録・変更	DLG31	
7931	医薬品医療機器等利用者情報登録	PYA	

	医薬品医療機器等利用者情報呼出し	PYB	
7933	医薬品医療機器等利用者情報確認	PYK	
7934	医薬品医療機器等輸出入手続き関連情報一覧照会	PVJ	
7935	医薬品医療機器等メールアドレス登録呼出し	PYM	
	医薬品医療機器等メールアドレス登録	PYM01	
7936	医薬品医療機器等委託関係登録	PCA	
7937	医薬品医療機器等委託関係呼出し	PCB	
7938	医薬品医療機器等委託関係確認	PCK	

別表3 管理統計資料

項番	業務名	時期 周期	出力先														
			船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者
<海空共通>																	
1-1	輸出申告一覧データ	月報							○								
1-2	一括納付書情報	月報							○						○		
1-3	納付番号通知情報(一括)	月報							○						○		
1-4	一括納付用明細書情報	月報 随時報							○						○		
1-5	一括納付用明細データ	月報 随時報							○						○		
1-6	一括納付用明細総括データ	月報 随時報							○						○		
1-7	口座使用明細データ	日報	○	○					○						○		
1-8	納付登録口座引落とし実績データ	日報														○	
1-9	輸入申告一覧データ	月報							○								
1-10	手数料未納付一覧	日報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1-11	機用品蔵入承認申請一覧データ	日報							○								
1-12	包括保険使用実績データ	旬報													○		
1-13	輸入申告審査区分別一覧表	日報							○								
1-14	輸出申告審査区分別一覧表	日報							○								
1-15	食品等輸入届出一覧データ	月報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<海上>																	
2-1	輸入貨物搬出入データ	週報			○		○					○					
2-2	輸出貨物搬出入データ	週報			○		○										
2-3	保税運送申告一覧データ	月報			○		○	○				○					
2-4	貨物取扱等実績データ	月報					○					○					
2-5	貨物取扱等一覧データ	週報			○		○					○					
2-6	ACL情報登録実績データ	月報					○	○	○	○							
2-7	輸入貨物コンテナ関連データ	週報			○												
2-8	輸出貨物コンテナ関連データ	週報			○												
2-9	長期蔵置貨物情報(民間用)	月報			○		○					○					
2-10	卸コンテナリスト取扱一覧データ	月報	○	○	○				○								
2-11	積コンテナリスト取扱一覧データ	月報	○	○	○				○								
2-12	蔵入貨物長期保管情報(民間用)	週報					○										
2-13	輸出貨物許可承認等実績データ	月報							○								
2-14	輸入貨物許可承認等実績データ	月報							○								
2-15	輸入申告一覧データ(沖縄特免制度)	日報							○								
<航空>																	

項番	業務名	時期 周期	出力先															
			船会社	船舶代理店	CY	バンプール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会
3-1	輸出通関取扱件数データ (日報)	日報						○										
3-2	輸出通関取扱件数データ (月報)	月報						○										
3-3	品目別許可貨物実績データ (通関業用)	月報						○										
3-4	輸入貨物取扱実績データ	月報						○										
3-5	DEPARTURE CARGO REPORT BY FLIGHT (DAILY)	日報									○							
3-6	DEPARTURE CARGO REPORT BY FLIGHT (MONTHLY)	月報									○							
3-7	DEPARTURE CARGO MOVEMENT STATISTICS	月報									○							
3-8	仮陸揚期間管理データ	旬報						○			○							
3-9	長期蔵置貨物データ (輸出保税)	月報						○			○							
3-10	保税蔵置場貨物取扱実績データ	日報						○			○							
3-11	引渡し貨物状況データ	日報						○										
3-12	航空輸出貨物取扱等一覧データ	日報						○			○							
3-13	航空輸出貨物搬出入データ	日報						○			○							
3-14	ARRIVAL CARGO REPORT (DAILY)	日報									○							
3-15	ARRIVAL CARGO REPORT (MONTHLY)	月報									○							
3-16	ARRIVAL CARGO REPORT BY ORIGIN (DAILY)	日報									○							
3-17	ARRIVAL CARGO REPORT BY ORIGIN (MONTHLY)	月報									○							
3-18	ARRIVAL CARGO REPORT (VIA OTHER PORT)	月報									○							
3-19	搬出貨物統計データ (輸入)	月報						○			○							
3-20	搬入貨物統計データ	月報						○			○							
3-21	生鮮貨物到着データ	日報						○			○							
3-22	特殊貨物到着データ	日報						○			○							
3-23	航空貨物代理店別売上データ (日報)	日報						○										
3-24	航空貨物代理店別売上データ (半月報)	半月報						○										
3-25	保税蔵置場保管料請求明	半月報						○										

項番	業務名	時期 周期	出力先															
			船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会
	細データ																	
3-26	料金体系別収入金明細データ	月報					○											
3-27	長期蔵置貨物データ（輸入保税・民用）	月報					○				○							
3-28	蔵置場所別在庫データ	日報					○				○							
3-29	搬出入貨物統計データ	日報					○				○							
3-30	承認番号別運送件数データ（民用）	月報			○		○	○	○	○		○	○					
3-31	航空輸入貨物搬出入データ	日報					○				○		○					
3-32	航空輸入貨物取扱等一覧データ	日報					○				○		○					
3-33	INVENTORY CONTROL LIST	月報										○						
3-34	CRAFT HANDLING ACTUAL RESULT LIST	月報										○						
3-35	REPORT ON CORRECTION QUANTITIES	月報										○						
3-36	LONG-DATE STORE REPORT	月報										○						
<その他>																		
J06	医薬品医療機器等輸出用届出品目一覧表	月報						○									○	
J07	医薬品医療機器等輸入報告品目一覧表	月報						○									○	

別表4 保税管理資料保存サービスの対象とする管理統計資料

別表3の 項番	資料名
2-1	輸入貨物搬出入データ
2-2	輸出貨物搬出入データ
2-5	貨物取扱等一覧データ
2-7	輸入貨物コンテナ関連データ
2-8	輸出貨物コンテナ関連データ
3-12	航空輸出貨物取扱等一覧データ
3-13	航空輸出貨物搬出入データ
3-31	航空輸入貨物搬出入データ
3-32	航空輸入貨物取扱等一覧データ

別表5 関連業務

1. 法第9条第1項第3号関連

項番	業務名	業務コード
1-1	輸出証明書等発給申請業務	MSV

2. 法第9条第1項第4号関連

港湾管理者に対する港湾統計作成用データの提供業務（港湾統計作成用データを「サイバーポート」を介して港湾管理者に提供する業務を含む）

料金表通則

(利用料金の計算方法等)

- 1 会社は、システム利用契約者が支払う利用料金について料金表に基づき月単位で計算をする。この場合、その全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。
 - 2 月の途中においてシステムの利用開始、解除又はシステム利用契約の変更がある場合における利用料金の負担は、次によるものとする。
 - (1) 料金表第1表に掲げるシステム利用料金
当該月分のシステム利用料金を全額会社に支払うものとする。
 - (2) 料金表第2表に掲げる管理統計資料提供料
当該月分の提供料を全額会社に支払うものとする。
 - (3) 料金表第3表に掲げる保稅管理資料保存に係る料金
当該月分の料金を全額会社に支払うものとする。
 - (4) 料金表第4表に掲げる回線使用料金等
 - イ 専用線接続の場合
回線使用料、屋内配線使用料、デジタルサービスユニット使用料及びルータ使用料については、接続日数に応じて日割した額を会社に支払うものとする。
 - ロ ブロードバンド接続の場合
回線使用料、屋内配線使用料、回線終端装置使用料及びルータ使用料については、接続日数に応じて日割した額を会社に支払うものとする。
- (最低利用期間内にシステム利用契約の解除を行う場合の回線使用料等の負担)
- 3 システム利用契約者は、第22条に規定する最低利用期間内にシステム利用契約の解除を行う場合には、通則2(4)の規定にかかわらず、最低利用期間内に支払うべき回線使用料等(回線初期費用及び回線工事費等を除く。以下通則5まで同じ。)の合計額から回線の開通日以後に支払った回線使用料等の合計額を控除した額を会社に支払うものとする。
 - 4 システム利用契約者は、第22条に規定する最低利用期間内に専用線接続の場合のアクセス回線の種類を変更する場合には、通則2(4)イの規定にかかわらず、変更前の回線使用料等の額から、変更後の回線使用料等の額を控除し、残額があった場合には、その残額に残余の期間を乗じた額を会社に支払うものとする。
 - 5 システムの利用申込みを行った者は、回線設置後に当該利用の申込みの取り消しを行う場合には、回線初期費用、回線工事費等及び第22条に規定する最低利用期間内に支払うべき回線使用料等の合計額を会社に支払うものとする。

(端数の処理)

- 6 この規程により計算した金額（第46条に基づいて計算される延滞金を除く。）に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(利用料金等の支払方法)

- 7 システム利用契約者が、システム利用契約に基づき会社に支払うべき料金についての会社への支払方法は、システム利用契約者の申込みにより、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 料金回収代行業者を利用して、システム利用契約者の銀行指定口座から会社の銀行指定口座に振替える方法

(2) システム利用契約者が、会社が別途通知する会社の銀行指定口座に振込を行う方法
(地域指定による支払期限の延長)

- 8 会社は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由（以下「災害等」という。）により、第43条第3項に規定する期限までに同項に規定する支払ができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

- 9 システム利用契約者は、前項に規定する期限の延長を受けようとするときは、災害等の発生後相当の期間内に、その理由を記載した申請書を提出しなければならない。

(個別指定による支払期限の延長)

- 10 会社は、災害等により、第43条第3項に規定する期限までに同項に規定する支払ができないと認める場合には、前2項の規定の適用がある場合を除き、システム利用契約者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

- 11 前項の申請は、災害等の発生後相当の期間内に、当該災害等の被災者であること又はやむを得ない理由があることを証する書類を添付して、その理由を記載した申請書を提出しなければならない。

(利用料金等の返還等)

- 12 システム利用契約者は、第45条に規定する返還を受けようとするときは、返還請求書を提出しなければならない。

- 13 通則7の規定にかかわらず、第45条第2号の規定により利用料金等を返還された者が、第44条の規定により延長された期限の末日までに利用料金等を支払うときは、通則7(2)に定める振込みの方法によるものとする。

(振込手数料の負担)

- 14 第45条第1号の規定による返還並びに通則7(2)及び前項の規定による支払を行うた

めに必要な振込手数料は、システム利用契約者が負担するものとする。

15 第45条第2号の規定による返還を行うために必要な振込手数料は、会社が負担するものとする。

第1表 システム利用料金

システム利用契約者は、事業所（システム利用申込みを行い、利用者として承諾を受ける事業所をいう。以下同じ。）単位で、下記の利用方式の種類ごとに下記の料金プラン（プランA又はプランB）のうちのいずれかを選択する。

プランAのシステム利用料金は、下記に掲げる基本料金に従量料金（A）を合算した金額とし、プランBのシステム利用料金は、下記に掲げる従量料金（B）の金額とする。

利用方式	料金プラン		料金額
一般NACCS	プランA	基本料金	月額5,000円 (1メールボックスごと(メール処理方式)又は1端末ごと(インタラクティブ処理方式))
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数)×(従量料金表中の単価(A)に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数)×(従量料金表中の単価(B)に掲げる単価)」の合計額
netNACCS WebNACCS	プランA	基本料金	月額5,000円(1端末ごと)
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数)×(従量料金表中の単価(A)に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数)×(従量料金表中の単価(B)に掲げる単価)」の合計額

(注)

- 「一般NACCS」とは、netNACCS及びWebNACCS以外の利用方式をいう。
- ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、会社が付与したメールアドレス数を端末数とする。
- WebNACCSによる利用の場合は、会社が付与したデジタル証明書数を端末数とする。
- 事業所として基本料金が発生しない利用形態の場合は、1単位の基本料金(月額5,000円)を支払うことを条件としてプランAの選択を行うことができる。ただし、ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、当該接続に係るサーバを有している事業所のみが当該システム利用に係るシステム利用料金の料金プランの選択を行う。
- WebNACCSの従量料金は、従量料金表にある業務と同一業務の単価を適用す

る。(例：-輸入申告等照会-の従量料金は、従量料金表の業務コード I I D の単価を適用する。)

N A C C S 従量料金表

別紙 1 のとおり

第 2 表 管理統計資料提供に係る料金

管理統計資料

種別	料金額
管理統計資料の提供に係る料金	1 利用者コードごとに月額 1,000 円 (注)

(注) 次の管理統計資料については無料とする。
別表 3 中の項番 1-2 から 1-8 の管理統計資料

第 3 表 保稅管理資料保存に係る料金

料金額
1 利用者コードごとに月額 1,000 円

第 4 表 回線使用料等

種 別		単 位	料金額	
専用線接続の場合	回線初期費用			
	ネットワーク加入料 (注 1)			
	0.5Mbps	予備機なし	1 回線毎	98,000 円
		予備機あり		169,000 円
	1Mbps 以上	予備機なし		98,000 円
		予備機あり		169,000 円
冗長化		270,000 円		

回線使用料等					
○回線使用料					
0.5Mbps		1回線毎 に月額	26,000円		
1Mbps			31,800円		
冗長化（BB接続）の場合			50,700円		
3Mbps			51,000円		
冗長化（BB接続）の場合			69,900円		
5Mbps			61,000円		
冗長化（BB接続）の場合			79,900円		
10Mbps		81,000円			
冗長化（BB接続）の場合		99,900円			
屋内配線使用料（冗長化選択時に加算）		1,000円			
○ルータ使用料（注2）					
0.5Mbps	平日9時～18時保守		1回線毎 に月額	5,200円	
	24時間365日保守			5,800円	
24時間365日保守 ／予備機あり		11,600円			
1Mbps以上		平日9時～18時保守		5,200円	
		24時間365日保守	5,800円		
		24時間365日保守 ／予備機あり	11,600円		
		24時間365日保守 ／冗長化の場合	21,000円		
○オプション					
Ping監視（注3）		1回線毎 に月額	2,000円		
回線工事費（移転・変更等）			実費相当分		
ブ ロ ー ド バ ン ド 接 続 の 場 合 （ 注 4 ）	回線初期費用				
	ネットワーク加入料（注1）				
	光回線接続	予備機なし		1回線毎	98,000円
		予備機あり			169,000円
	回線使用料等				
	○回線使用料				
	光回線接続	平日9時～18時保守		1回線毎 に月額	13,400円
		24時間365日保守			19,900円
	屋内配線使用料		1,000円		
	○ルータ使用料（注2）				
光回線接続	平日9時～18時保守		1回線毎 に月額	5,200円	
	24時間365日保守			5,800円	
	24時間365日保守 ／予備機あり			11,600円	
回線工事費（移転・変更等）等			実費相当分		

- (注1) ネットワーク加入料には、ルータ設置費用を含む。
- (注2) ルータ使用料には保守費を含む。
- (注3) 冗長化の場合には、Ping 監視が無料で提供される。なお、冗長化はメインが選択した 1~10Mbps の専用線、バックがブロードバンド (BB) 接続 (光回線接続) の構成とする。
- (注4) ブロードバンド接続 (光回線接続) は 100Mbps ベストエフォートである。よって、通信速度の保証はなく、また故障および NTT 側の工事による中断等の保証はない。なお、本回線は NACCS ネットワークに接続するための専用アクセス回線であり、インターネット接続には利用できない。